

みんなが主役！ みんなでつくる 人にやさしいまち横手



◆ 目 次 ◆

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の性格	4
3. 計画の位置付け	5
4. 計画の期間	6
5. 地域福祉計画・地域福祉活動計画が目指すもの	7
5-1. 住民参加と公民協働	7
5-2. 住民主体の確立	7
5-3. 福祉サービスの総合化	7
5-4. 生活関連分野との連携	7
6. 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係	8
7. 計画の策定体制	10
7-1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の設置	10
7-2. パブリックコメントの実施	10
8. 計画における地域の範囲のとりえ方	12
第2章 横手市の現状	13
1. 横手市の現状	15
1-1. 人口・世帯の状況	15
1-2. 就学の状況	25
1-3. 就業の状況	27
1-4. 地域資源の状況	29
第3章 計画の基本理念	39
1. 基本理念	41
2. 基本目標	42
3. 基本方針	42
4. 計画の全体構成	45
第4章 基本目標と施策の方向	47
I. 基本目標と施策の方向	50
1. お互いさまの気持ちで思いやりのあるまちをつくろう	50
1-1. お互いを尊重し支えあう意識の醸成	50
1-2. 福祉の心の啓発	52
1-3. 福祉教育の充実	54
1-4. 地域福祉を支える人材の育成	55

2. 地域の良さを活かして 明るく安心して暮らせるまちをつくろう……………56

- 2-1. 地域住民の世代間交流の推進……………56
- 2-2. 地域活動の推進……………58
- 2-3. 社会参加の推進……………60
- 2-4. 自治会・町内会活動の充実……………62
- 2-5. 災害に備えた地域づくりの推進……………64

3. みんなが集いともに支えあう地域のきずなをつくろう……………67

- 3-1. 地域福祉活動の推進と支援……………67
- 3-2. 適切な福祉サービスの提供と充実……………68
- 3-3. ネットワーク体制による連携強化……………70
- 3-4. 緊急時にも対応できる支援体制の構築……………71

4. みんなが暮らしやすいやさしいまちをつくろう……………72

- 4-1. 地域のニーズに対応した福祉サービスの充実……………72
- 4-2. 福祉サービスの広報活動と相談体制の充実……………74
- 4-3. バリアフリーの推進……………77
- 4-4. 計画推進体制の整備……………78

Ⅱ. 計画の重点施策……………79

- 1. 生活困窮者の自立と相談支援体制等の整備……………79
- 2. 災害時要援護者支援体制の整備……………80

第5章 計画の推進体制……………81

- 1. 計画の推進……………83
 - 1-1. 協働による計画の推進……………83
 - 1-2. 計画の進行・管理……………83
 - 1-3. 計画の普及・啓発……………83
- 2. 計画の評価……………84

資料編……………85

- 1. 計画の策定経過……………87
- 2. 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱……………89
- 3. 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱……………90
- 4. 計画策定委員会委員名簿……………91
- 5. 作業部会委員名簿……………92
- 6. 用語解説……………93

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

これまでの福祉は、何らかの支援を必要としている人に対して、高齢者・障がい者・児童といった分野別に、主として行政が課題の解決に取り組む方式がとられてきました。そうした中で、少子高齢化の急速な進行や核家族化、家庭や地域で互いに助けあうという相互扶助の意識の薄れなどの社会環境の変化により、市民の抱える生活課題が複雑化・多様化し、これまでのやり方では地域での課題解決が困難となっています。

高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が全世帯数の2割を超えている、一世帯当たりの平均人数が3人を割っている・・・これが今の横手市です。

一年の半分近くを雪と暮らす横手市では、高齢者や障がい者などにとって、雪寄せや雪下ろしは毎年の大きな悩みの種です。また、皆さんにはちょっとした買い物などを気軽にお願いできる人が近所にいるでしょうか。

地域の課題を解決し、誰もが安心して暮らすためには、そこに住む市民一人ひとりが主役となり、お互いを思いやるやさしさのあるまちづくりに参加することが大切です。

今ある公的なサービスなどを効率的に分配することはもちろんですが、市民一人ひとり、自治会・町内会、ボランティア団体やNPO、サービス事業所や福祉施設などの事業者、社会福祉協議会、行政が力を合わせて地域の生活課題解決に取り組んでいくことが求められています。

「地域福祉計画」は、地域における日常生活上の課題に、すべての市民が手を取りあって解決に取り組むことにより、地域の福祉力を高めていこうという「**みんなが主役！ みんなでつくる 人にやさしいまち横手**」を基本理念とした福祉の方針を示す計画です。

一方、今回一緒に作ることになった社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画の基本理念を実現するための具体的な活動目標を定めたもので、この二つの計画が車の両輪のように同調・連携して地域福祉の実現を目指します。

〔基本理念の説明は41ページ参照〕

地域福祉の推進（社会福祉法に定める国の取り組み方針）

（社会福祉法 第4条）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 計画の性格

計画策定の趣旨でも挙げたように、少子高齢化、核家族化、生活水準の向上、家族や地域の相互扶助意識の薄れなどによる大きな社会環境の変化に伴い生じてきた課題、例えば、子育てや高齢者の介護などは、日常生活を営む上で誰もが直面するものです。しかし、これらの課題には、限られた人に対する支援を基本としている福祉行政だけでは十分に対応することができないため、市民が生活する地域社会全体での支えあいが必要です。

国は、社会福祉の抜本的な制度の見直しを行い、平成12年に社会福祉法を改正し、地域福祉（地域での支え合いによる福祉）を今後の社会福祉を進める上での方向性として大きく打ち出しました。

地域福祉という新しい考え方を、自治体が計画的に推進していくため、平成15年4月に「市町村地域福祉計画」（社会福祉法第107条）の策定が法制化され、自治体による「地域福祉の推進」に関する事項を一体的に定めることとなりました。

目の前にある数々の課題を、一気に解決できる特効薬はありません。「横手市地域福祉計画」には、横手市を人にやさしいまちにしたいという思いが込められています。そして「横手市地域福祉活動計画」には、そこに住む市民一人ひとり、自治会や町内会、ボランティア団体やNPO、サービス事業所、福祉施設、地域の企業・商店などの事業者、そして社会福祉協議会が、行政と共に主体的に取り組み、人にやさしいまちをつくるための具体的な取り組みが掲げられています。

地域福祉計画

（社会福祉法 第107条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

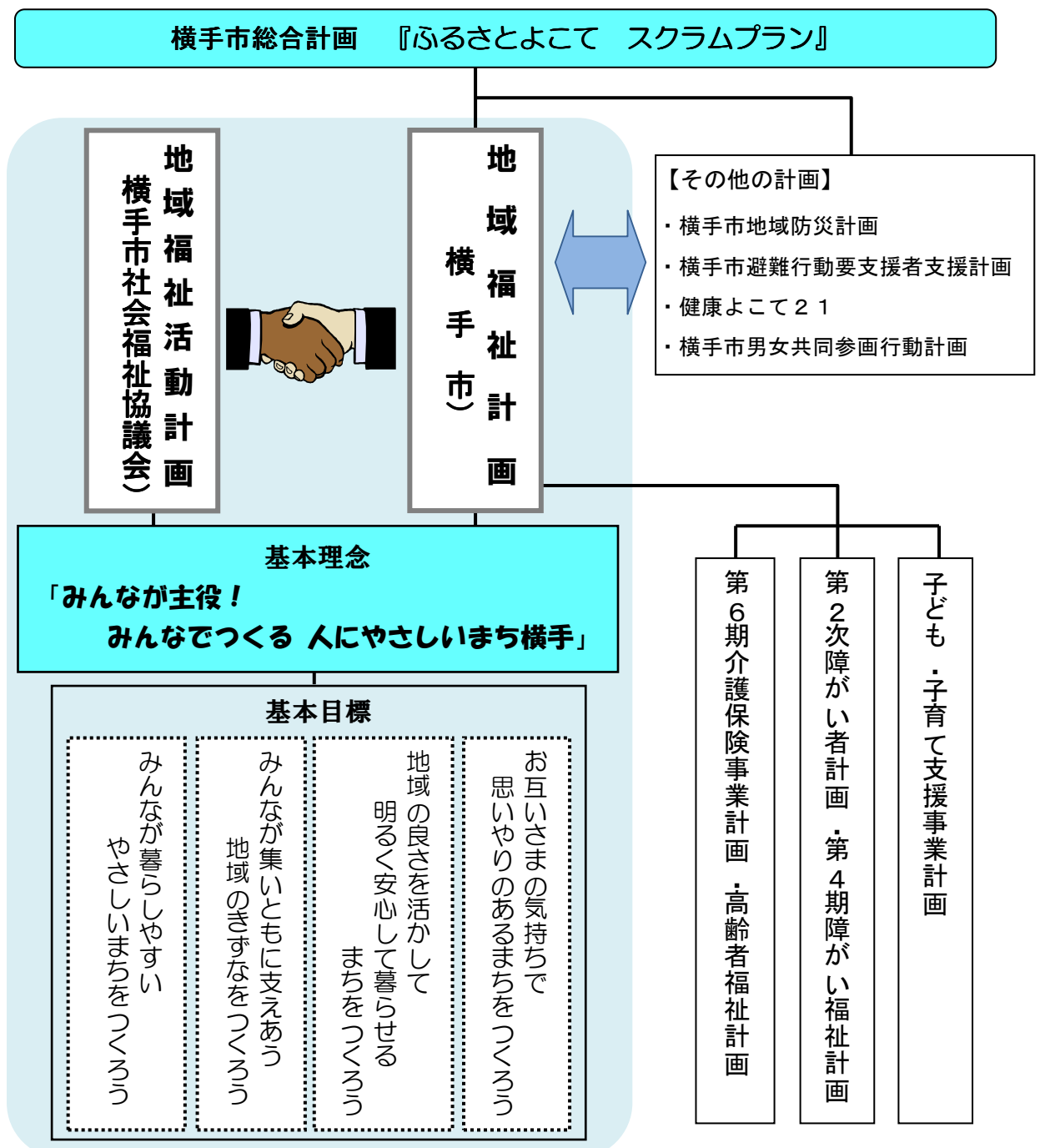
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 
- 1 適切な情報提供、サービス利用援助、苦情対応、相談援助等
 - 2 サービス基盤の整備、社会資源の育成・有効活用、人材育成等
 - 3 ボランティア・NPO支援、コミュニティ活動支援、住民参加のための環境整備等

3 計画の位置付け

横手市地域福祉計画は、横手市の基本計画である「横手市総合計画 ふるさとよこて スクラムプラン」を上位計画とし、他の生活関連計画を横断する計画であり、保健福祉に限らず、横手市の地域福祉に関係する各分野の計画を有機的に関連付け、地域福祉の将来像を取りまとめる計画です。

【地域福祉計画と他計画の関連図】



4 計画の期間

横手市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定するものです。その計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

社会情勢の変化や福祉を取り巻く環境の変化に応じて機動的に計画の修正を図るものとし、他の関連計画との整合性を保ちながら計画の推進と評価を行います。

【地域福祉計画と関連計画の期間】

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
	横手市総合計画 後期基本計画									
横手市地域福祉計画					第2次 横手市地域福祉計画 横手市地域福祉活動計画					
横手市地域福祉活動計画										
横手市次世代育成支援地域行動計画（後期）					横手市子ども・子育て支援事業計画					
横手市障がい者計画					第2次横手市障がい者計画					
第2期障がい者福祉計画		第3期横手市障がい福祉計画			第4期横手市障がい福祉計画					
第4期横手市介護 保険事業計画		第5期横手市介護保険事業計画 ・高齢者福祉計画			第6期横手市介護保険事業計画 ・高齢者福祉計画					
健康よこて21					第2期健康よこて21					

5 地域福祉計画・地域福祉活動計画の目指すもの

5-1 市民参加と公民協働

市民を福祉の施策の対象としてだけでなく、横手に住んでいる人、横手で働く人、横手で活動している団体など「横手で生活しているすべての人」を地域福祉の重要な担い手として位置付け、公民協働の観点から、地域福祉の推進への市民の積極的な参加と自主的活動を促し、市民・地域・事業者等・社会福祉協議会・行政との積極的な連携を図り、すべての人に居場所があるまちづくりを推進します。

5-2 市民主体の確立

地域において福祉サービスを受ける利用者の尊厳を保ちながら、さまざまな生活課題を総合的かつ効率的に解決できるよう、サービス提供のための基盤を整えます。

また、市民一人ひとりが自分にできることを考え、地域の課題に主体的に取り組むことにより、それぞれの地域で個性豊かな福祉の輪が広がることを目指します。

5-3 福祉サービスの総合化

福祉に関するニーズは多種多様化しています。どこに相談すればいいのかわからない場合や複合的な課題を抱えている場合などには、課題の解決のために、保健・福祉・医療など複数の分野にまたがる必要なサービスを横断的に提供できるような体制を整えます。

5-4 生活関連分野との連携

福祉に関する生活課題の解決を図るため、保健・福祉・医療の連携とともに、教育、就労、まちづくりや防災など生活関連分野との連携を推進します。

6 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画の推進にあたっては、地域福祉推進の中心的組織である社会福祉協議会との連携が不可欠です。

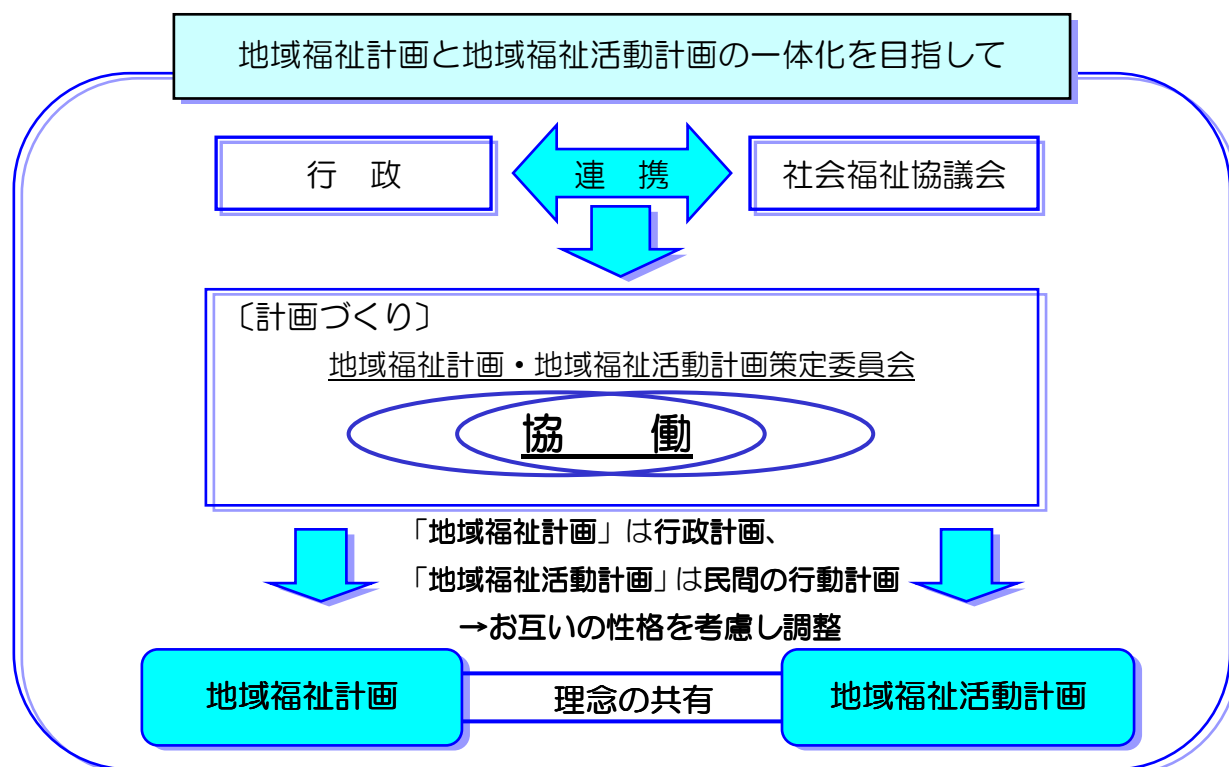
社会福祉協議会は、赤い羽根共同募金などのボランティア活動や福祉教育の推進をはじめ、支援を必要とする人を市民などが支えあう福祉ネットワークづくりを基幹とした活動を展開しています。

地域福祉計画は、地域における人的資源の有効活用を図り、地域の生活課題について市民自らが積極的に関わり、共に支えあうという、横手市における地域福祉推進のための共通理念や福祉の方向性を定めるものであるのに対して、地域に根差した福祉活動に取り組む中核的な役割を持つ団体である社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、市民と協働で取り組む具体的事業についての方向性を定める計画であり、いわば車の両輪の関係にあります。

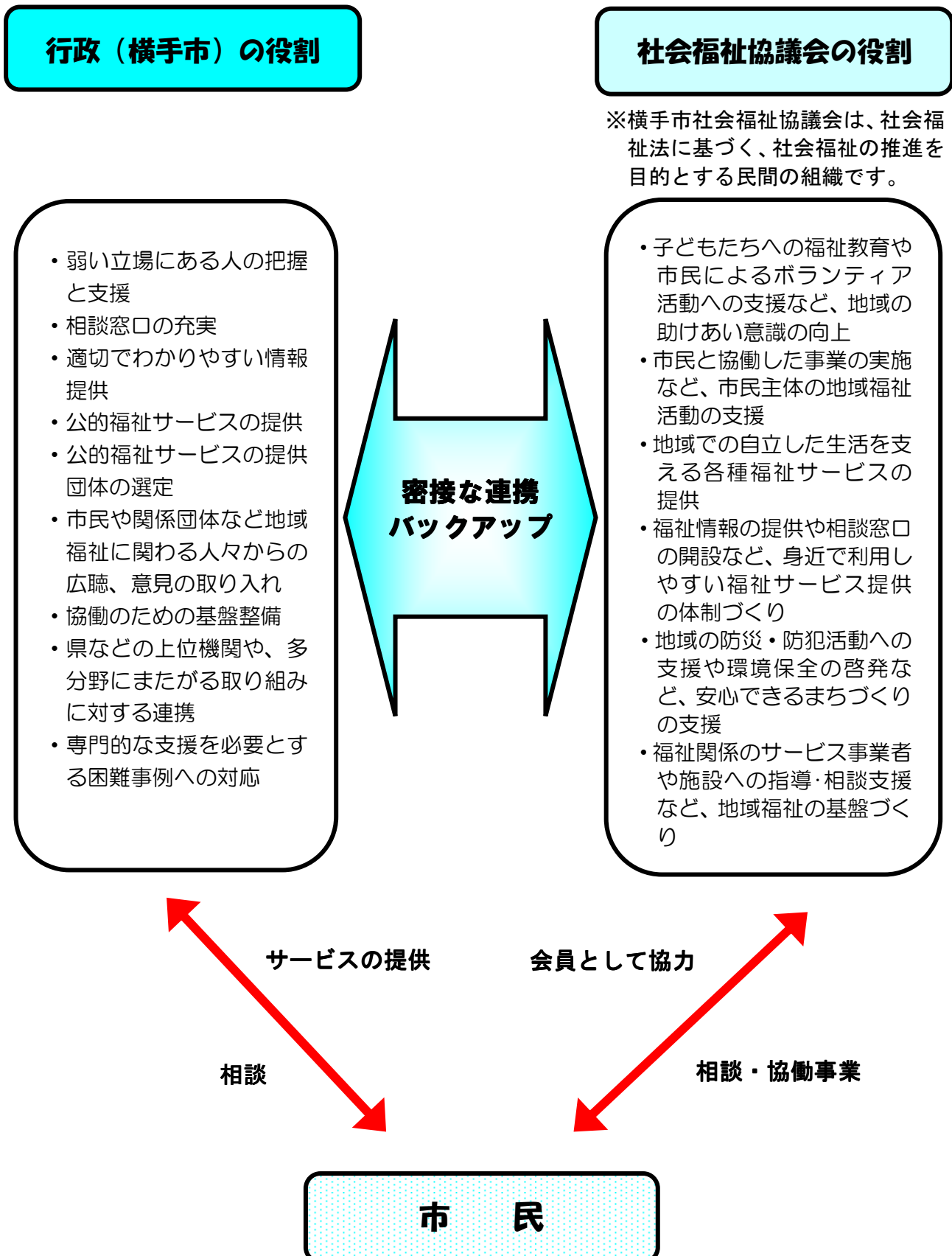
地域福祉を推進するためには、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画が緊密に連携し、同調することが大切です。

このため、今回は横手市地域福祉計画と横手市地域福祉活動計画を一体的に策定し、2つの計画が連携しながら、市民主体の取り組みを支援していくこととしています。

また、両計画は地域福祉の理念を共有し、地域の福祉を高めるための「市民参加」や「福祉の総合化」の着実な実現のために協力することが求められています。



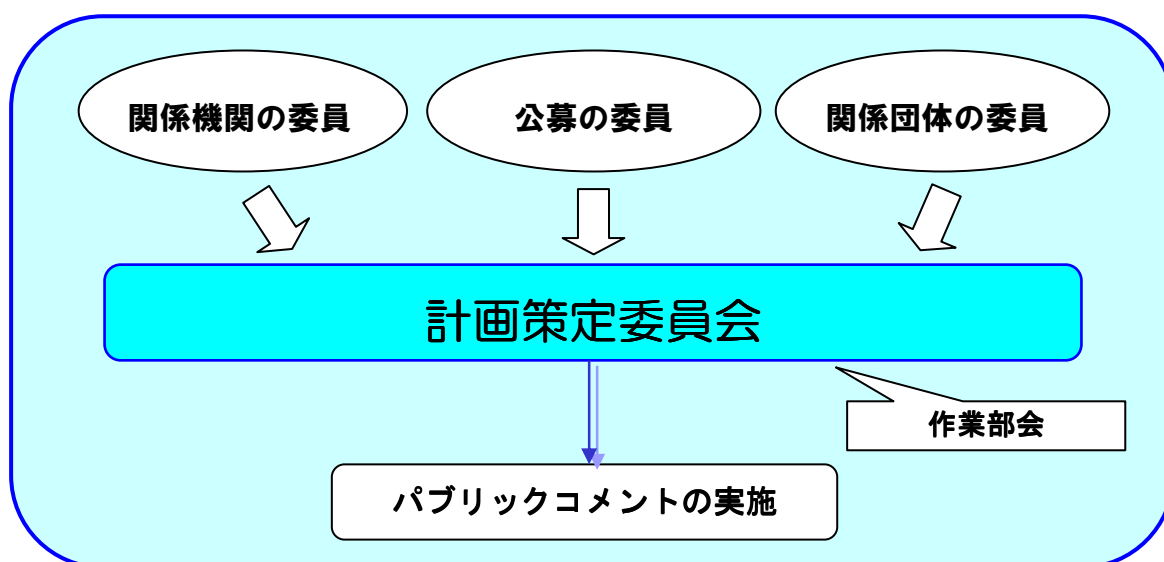
【市と社会福祉協議会の関連イメージ図】



7 計画の策定体制

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画の策定においては、「地域福祉」の担い手となる「市民」の意見を聞き、計画に反映することが不可欠です。国の指針においても「住民の参画なくしては策定できないことが地域福祉計画の最大の特徴」とされており、策定委員を関係機関・団体などから選任及び市民から公募するとともに、パブリックコメントの実施などの市民参画の手法を取り入れ、「地域福祉」に関わる人びとの様々な意見を計画に反映しました。

【計画の策定体制】



7-1 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の設置

各方面の市民の声を計画に反映させるために、「横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会」を設置して、計画策定の各段階において、市民の目線による計画策定に努めました。

7-2 パブリックコメントの実施

平成 27 年1月29日から2月27日まで30日間にわたり、本計画の最終案を市ホームページと各地域局等において公開し、広く市民の意見を求めるパブリックコメントを実施しました。

【策定委員会の様子】



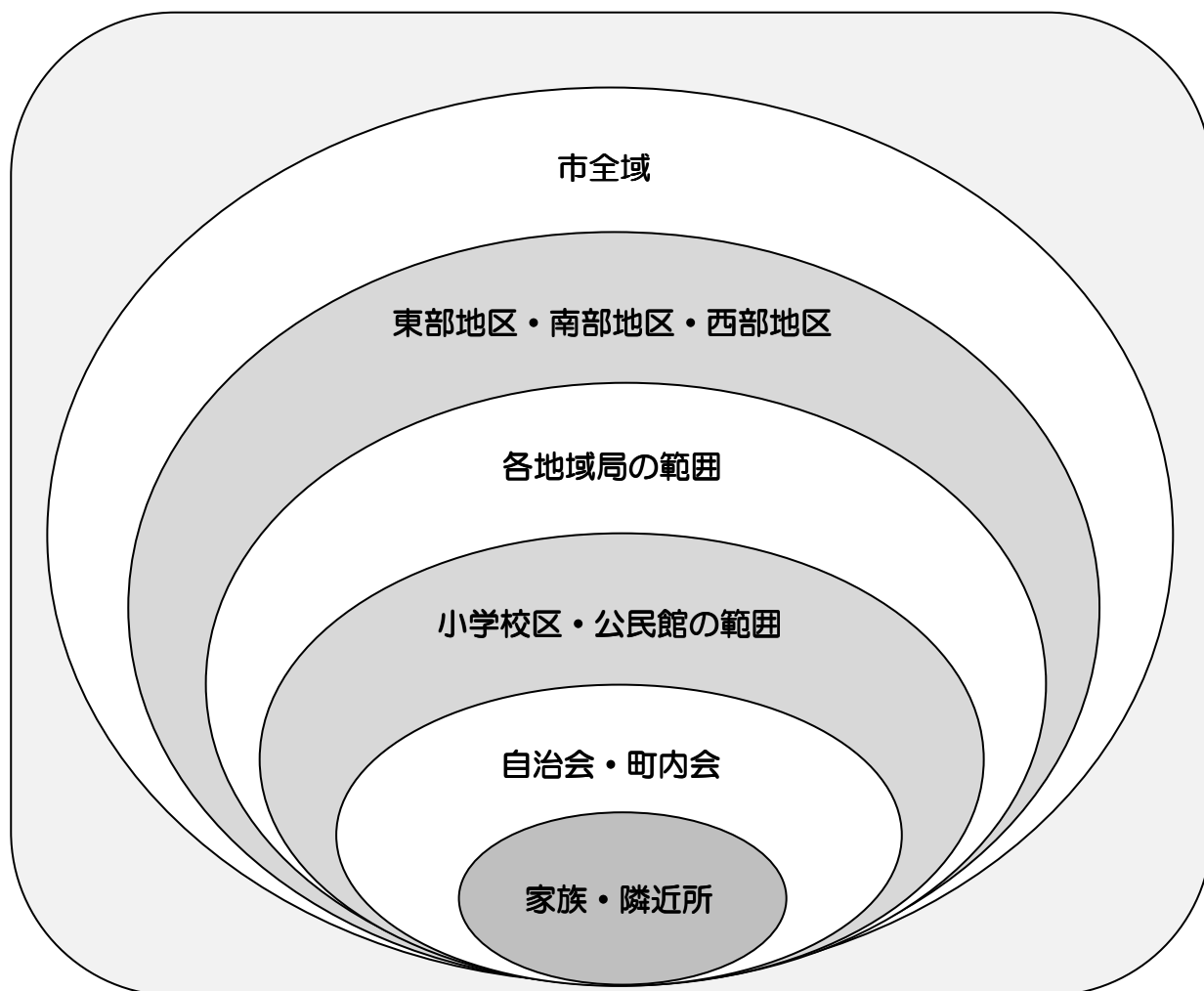
8 計画における地域の範囲のとりえ方

地域福祉活動では、そこに生活する市民にしかみえない生活課題や身近でなければ発見しにくい課題に、市民が主体的に関わっていくことが求められます。したがって、地域福祉の活動は自ずと小さな範囲を単位として行われることになります。

しかし、小さな範囲で発見した課題がすぐに解決するものだけとは限りません。その範囲のマンパワーや地域資源の有無などから、その中だけでは解決に結びつかないこともあります。そうした場合、もっと広い範囲で解決する方法を考える必要があります。

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画における地域のとりえ方は、限定的、固定的なものではありません。最も身近な生活範囲である隣近所、自治会・町内会から小学校の範囲、地域局の範囲へと、課題解決のための重層的な範囲をイメージし、個別の課題に応じて地域の範囲を広げることによって、支援のネットワークが広がっていくような地域内の連携、ネットワーク活動に取り組んでいく必要があります。

【計画における「地域」の範囲】



第2章

横手市の現状

1 横手市の現状

1-1 人口・世帯の状況

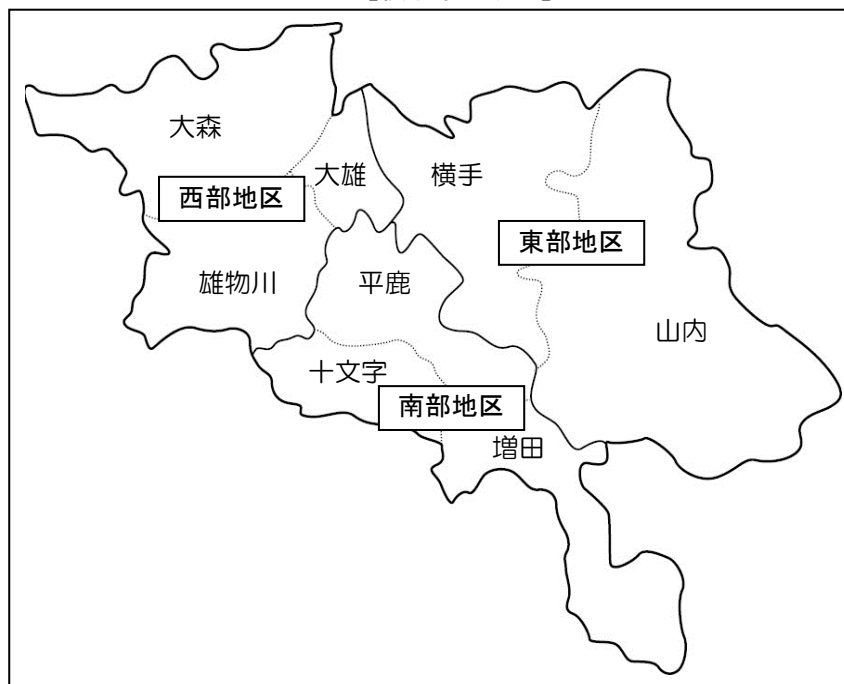
(1) 地勢

① 横手市を構成する地域

横手市は秋田県の内陸南部に位置し、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村の8市町村が平成17年10月1日に合併し、新たに人口10万4千人の秋田県第2の都市として誕生しました。

東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央に位置し、東西35.2km、南北45.4kmに広がっています。奥羽山脈に源を発する成瀬川、皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、中央部には肥沃な水田地帯が形成されています。

【横手市地域図】



② 地域別人口

地域別の人口分布をみると、いずれの地域でも男性より女性が多くなっており、地域別人口は横手地域が37,187人と最も多く、次に十文字地域(13,288人)、平鹿地域(13,115人)と続き、世帯数では横手地域(14,842世帯)、十文字地域(4,661世帯)、平鹿地域(4,172世帯)と続いています。

26年3月末から9月末までのわずか半年間で、世帯数は119世帯増えていますが、人口は421人(男性228人、女性193人)減少しています。

第2章 横手市の現状

【地域別人口】

(人口：人)

地 域 別	人口			世帯数
	総 数	男	女	
横手市合計	96,244	45,589	50,655	34,588
横 手 地 域	37,187	17,602	19,585	14,842
増 田 地 域	7,513	3,579	3,934	2,617
平 鹿 地 域	13,115	6,212	6,903	4,172
雄物川地域	9,772	4,622	5,150	3,123
大 森 地 域	6,618	3,075	3,543	2,318
十文字地域	13,288	6,342	6,946	4,661
山 内 地 域	3,633	1,720	1,913	1,240
大 雄 地 域	5,118	2,437	2,681	1,615

資料：住民基本台帳 平成26年10月1日現在



(2) 国勢調査による人口の推移

国勢調査による横手市の総人口は、平成2年以降、年少人口と生産年齢人口の減少が続いており、平成22年には98,367人となっています。また、老年人口は増加し、平成22年には30,879人となり、高齢化率も平成2年の17.6%から平成22年には31.4%と上昇しています。平成26年7月1日には34.1%で、秋田県平均の32.4%を大きく上回っています。(県調査統計課調)

また、平成37年には秋田県平均の高齢化率は39.5%を超える見込みとなっておりますが、横手市はそれをさらに上回り、40.4%となる見込みです。

(国立社会保障・人口問題研究所編集、財団法人厚生統計協会発行『日本の市町村別将来推計人口』平成25年3月推計)

【国勢調査による横手市の人口の推移】

(人)

	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
年少人口	17,857	15,033	12,822	11,371
生産年齢人口	69,875	65,310	60,341	56,116
老年人口	24,868	28,661	30,489	30,880
総人口	112,600	109,004	103,652	98,367

【国勢調査による秋田県の人口の推移】

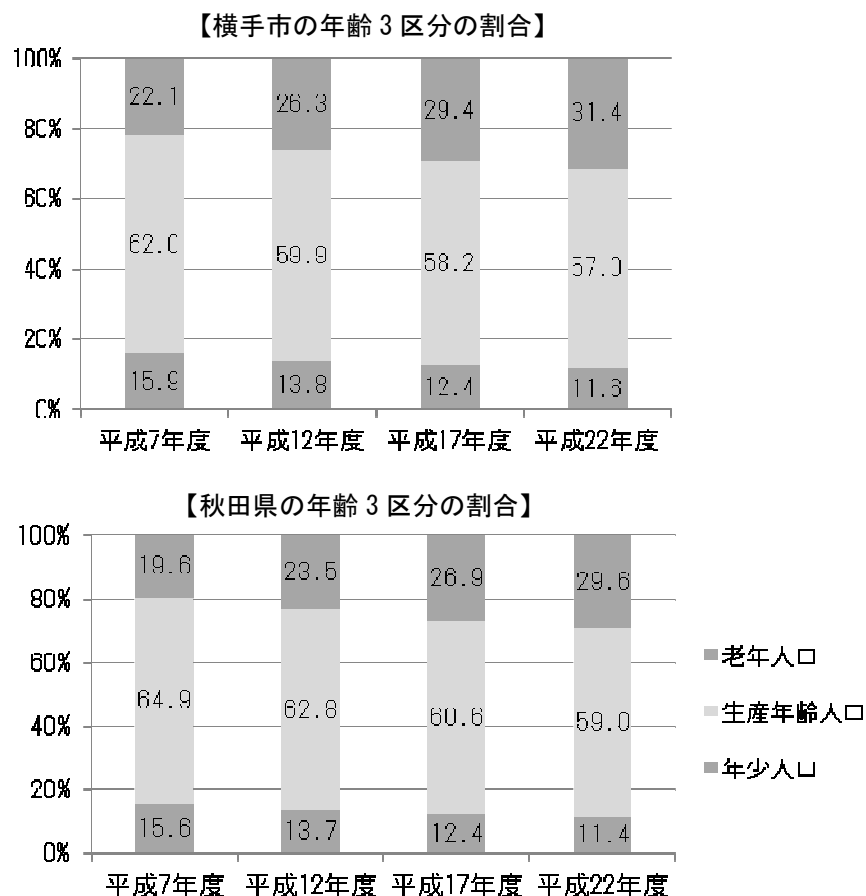
(人)

	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
年少人口	188,844	163,095	142,507	124,061
生産年齢人口	786,983	746,252	694,288	639,633
老年人口	237,682	279,764	308,193	320,450
総人口	1,213,667	1,189,279	1,145,501	1,085,997

資料：国勢調査 各年度10月1日現在

※総人口には年齢不詳も含むため内訳と合致しない

第2章 横手市の現状



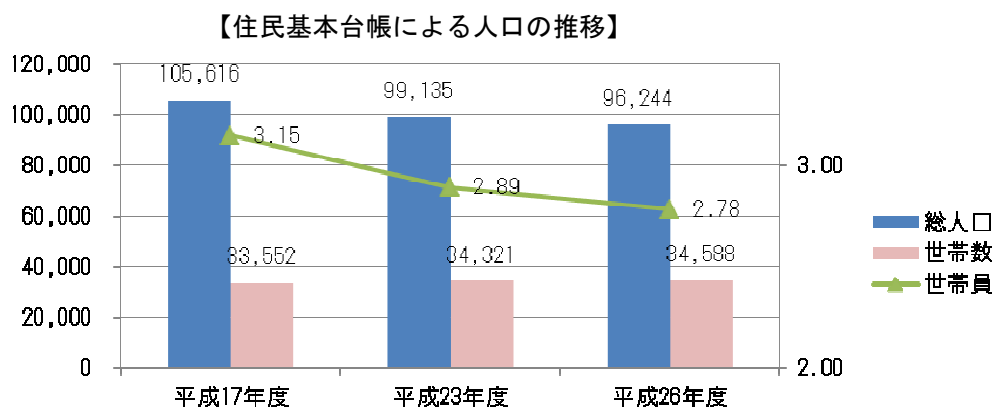
資料：国勢調査 各年度 10月1日現在

※年齢不詳も含むため 100%にならない

(3) 住民基本台帳による人口の推移

住民基本台帳による横手市の総人口は、平成 17 年の合併以降減少し続けており、平成 23 年 9 月に 10 万人を割り、平成 26 年 9 月末には 96,244 人となっています。

その一方、世帯数は年々増加しており、1 世帯当たりの人員は平成 17 年度末の 3.15 人から平成 26 年 9 月末には 2.78 人となっています。



※17 年度、23 年度は各年度 3 月末日

(4) 人口推計

横手市の人口は、今後も穏やかに減少を続け、平成37年度には81,094人になると推計されています。また、高齢者人口も平成32年を境に減少に向かうと思われますが、総人口の減少により高齢化率はその後も上昇し、平成37年度には40%を超え、5人に2人が高齢者になると推計されています。

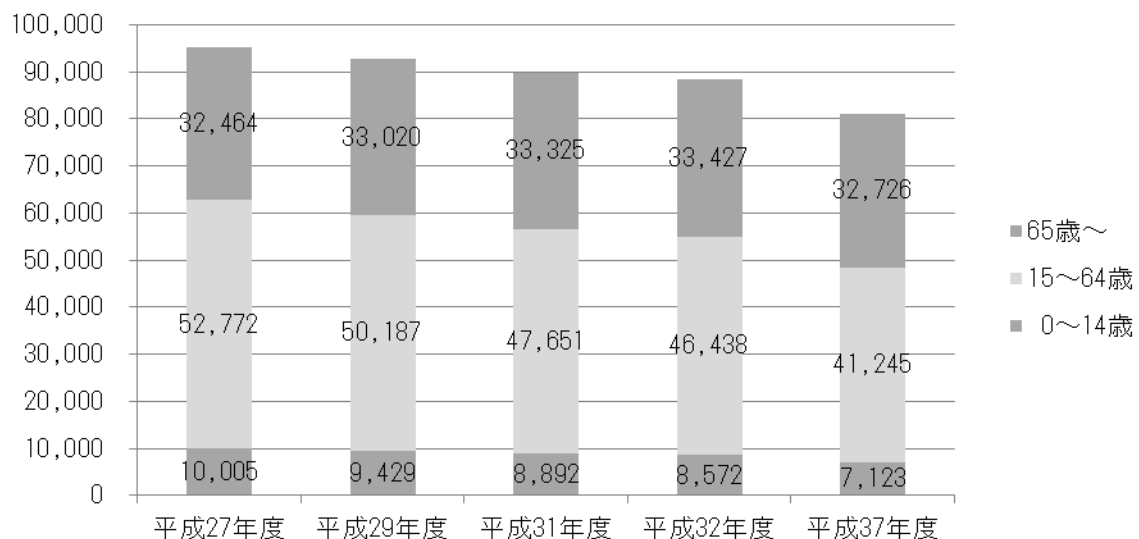
【人口の将来推計】

(人)

	平成27年度	平成29年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
0～14歳	10,005	9,429	8,892	8,572	7,123
	10.5%	10.2%	9.9%	9.5%	8.8%
15～64歳	52,772	50,187	47,651	46,438	41,245
	55.4%	54.2%	53.0%	52.2%	50.9%
65歳～	32,464	33,020	33,325	33,427	32,726
	34.1%	35.6%	37.1%	38.3%	40.4%
総人口	95,241	92,637	89,872	88,437	81,094

※総人口には年齢不詳も含むため内訳と合致しない

【年齢三区分別割合】



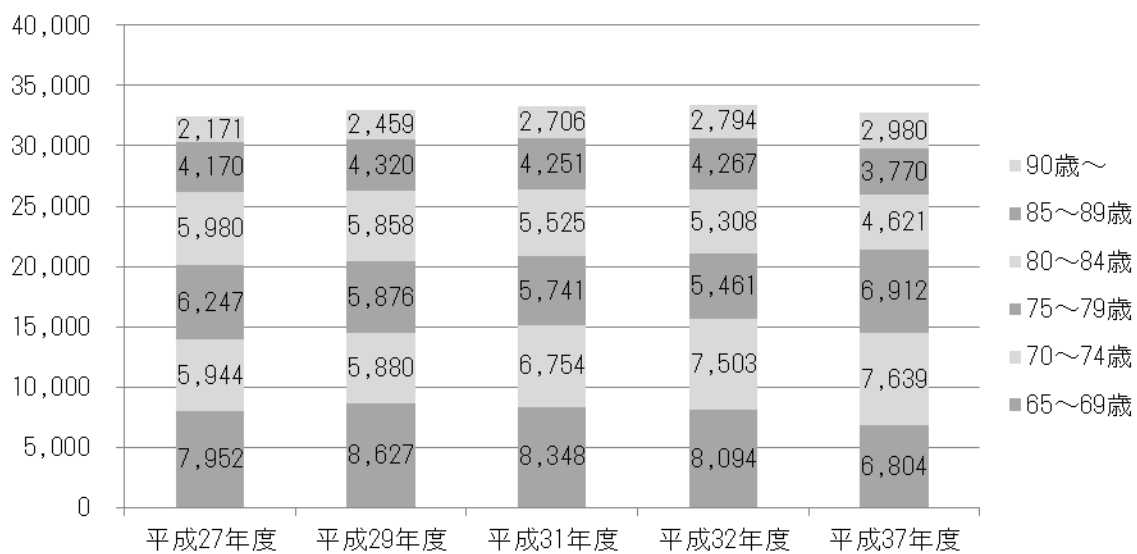
(国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』平成25年3月推計)

第2章 横手市の現状

【高齢者の将来推計】

(人)

	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
65～69 歳	7,952	8,627	8,348	8,094	6,804
70～74 歳	5,944	5,880	6,754	7,503	7,639
75～79 歳	6,247	5,876	5,741	5,461	6,912
80～84 歳	5,980	5,858	5,525	5,308	4,621
85～89 歳	4,170	4,320	4,251	4,267	3,770
90 歳～	2,171	2,459	2,706	2,794	2,980



【要介護認定者数と推計値】

(人)

	実績			将来推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	346	349	414	466	497	549	590	572
要支援2	728	795	831	894	938	1,004	1,064	1,029
要介護1	1,105	1,159	1,155	1,149	1,140	1,133	1,135	1,099
要介護2	1,259	1,235	1,275	1,310	1,344	1,364	1,359	1,301
要介護3	1,046	1,078	1,136	1,187	1,222	1,272	1,384	1,346
要介護4	771	864	866	936	1,000	1,066	1,175	1,144
要介護5	983	984	996	1,003	1,000	1,003	1,010	1,029
合計	6,238	6,464	6,673	6,945	7,141	7,391	7,717	7,520

※二号被保険者を含む

(5) 世帯の状況

2名以上の親族で構成される親族世帯は減少傾向にあります。親族世帯に三世代世帯の占める割合が、平成22年度には30.3%と全体の3分の1以下に低下したのに対し、夫婦と子どものみ世帯、ひとり親世帯は増加傾向にあります。

【世帯構成】

(上段：世帯、下段：%)

	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
親族世帯数 合計	26,962	26,977	26,474	25,569
三世代世帯	11,786	10,516	8,984	7,759
	43.7	39.0	33.9	30.3
夫婦と子どものみ世帯	11,345	11,937	12,163	12,212
	42.1	44.2	45.9	47.8
ひとり親世帯	1,892	2,154	2,517	2,747
	7.0	8.0	9.5	10.7

資料：国勢調査 各年度10月1日現在

(6) 出生・死亡・結婚・離婚

出生数は、平成19年に700人を割り、年々減少する傾向にあります。

死亡者は、平成23年以降1,400人台が続き、自然増減はマイナスが拡大しています。

婚姻件数は、平成18年に400組を割り、相対的に見て減少傾向にあります。

離婚件数も、多少変動がありますが、平成15年の186件をピークに減少傾向にあります。

(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生	607	645	647	611	554
死亡	1,305	1,282	1,448	1,417	1,403
自然増減	△698	△637	△801	△806	△849

資料：横手市市勢要覧 10月1日付

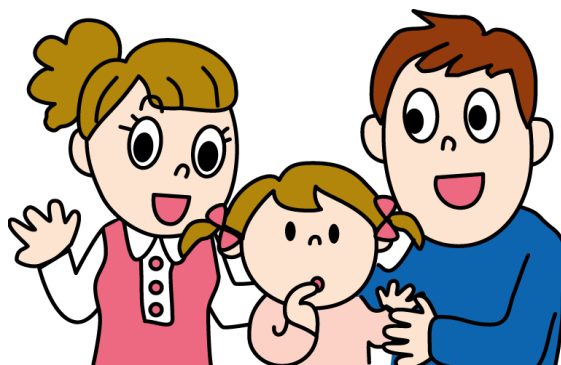
第2章 横手市の現状

【婚姻・離婚件数】

(件)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
婚姻件数	396	393	344	327	353
離婚件数	144	147	125	132	107

資料：厚生労働省「人口動態調査」 12月31日現在



(7) 一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の状況

横手市内の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は、多少変動がありますが、おおむね増加傾向にあります。多くのアパートが建ち、市内に住んでいながらも親子世代が別々に暮らすなど、生活様式の変化や職場を求める若い世代の旧横手市への流出などが増加の原因と思われます。

【一人暮らし高齢者の人数】

(人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
総 数	3,033	3,311	3,361	3,755

資料：各年度 7 月 1 日現在

【高齢者のみ世帯の世帯数(一人暮らし世帯を除く)】

(人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
総 数	3,359	3,336	3,474	3,693

資料：各年度 7 月 1 日現在

(8) 障がい者の状況

横手市における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者について、各障がい者手帳所持者数は、平成 25 年度末現在で身体障がい者が 5,137 人、知的障がい者は 709 人、精神障がい者は 528 人で、市の人口の 6.7%となっております。在宅で過ごされている方は身体障がい者 4,689 人、知的障がい者 375 人、精神障がい者 329 人（任意入院患者も含む）となっています。

【各障がい者手帳所持者数の推移】

(人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
身体障がい者	5,167	5,374	5,434	5,136	5,137
知的障がい者	693	733	729	719	709
精神障がい者	516	548	582	532	528
合 計	6,376	6,655	6,745	6,387	6,374

資料：横手市福祉の概要 各年度 3 月 31 日現在

【身体障がい者の状況】

(人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
総 数	1,454	872	929	1,320	280	282

資料：横手市福祉の概要 平成 26 年 3 月 31 日現在

【知的障がい者の状況】

(人)

	0～17 歳	18～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上
総 数	94	420	58	48	89
療 育 手 帳 A	29	198	46	36	69
療 育 手 帳 B	65	222	12	12	20

資料：横手市福祉の概要 平成 26 年 3 月 31 日現在

第2章 横手市の現状

【精神障がい者の状況】

(人)

	0～17 歳	18～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上
1 級	1	61	21	18	38
2 級	0	208	41	34	35
3 級	0	54	3	4	10
合 計	1	323	65	56	83

資料：横手市福祉の概要 平成 26 年 3 月 31 日現在

(人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
精 神 科 受 診 総 数	2,195	2,316	2,541	2,600
入 院 患 者 数	216	239	247	234
通院患者（公費負担医療）	897	917	972	998
その他の精神科受診者数	1,082	1,160	1,322	1,378

資料：平鹿地域振興局福祉環境部 業務概要 平成 26 年 3 月 31 日現在

【難病患者の状況】

(人)

	平成 24 年度	平成 25 年度
総 数	820	824
特 定 疾 患 医 療 受 給 者 証 交 付 者	726	733
小児慢性特定疾患医療受給者証交付者	94	91

資料：平鹿地域振興局福祉環境部 業務概要 平成 26 年 3 月 31 日現在



1-2 就学の状況

(1) 小学校・中学校の状況

① 小学校学級数と教員・児童数の推移

平成26年度現在、横手市には22校の小学校があり、4,318人の児童が通学しています。平成23年度に比べると、学級数で4クラス、児童数で362人減少しています。

【小学校数・学級数・教員数・児童数の推移】

(上段：校、中段：クラス、下段：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学 校 数	22	22	22	22
学 級 数	224	227	224	220
教員数（本務者）	356	360	351	343
児 童 数	4,680	4,559	4,442	4,318

資料：学校基本調査 各年度5月1日現在

② 中学校学級数と教員・生徒数の推移

平成26年度現在、横手市には8校の中学校（市立7校、県立1校）があり、2,490人の生徒が通学しています。平成23年度に比べると、学校数で4校、生徒数で186人減少しています。

【中学校数・学級数・教員数・生徒数の推移】

(上段：か所、中段：クラス、下段：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学 校 数	12	10	8	8
学 級 数	99	99	101	103
教員数（本務者）	222	206	193	189
生 徒 数	2,674	2,610	2,522	2,490

資料：学校基本調査 各年度5月1日現在

(2) 特別支援学校・学級の状況

① 特別支援学校通学児童・生徒数の推移

平成26年度現在、特別支援学校に通学している児童・生徒は97人となっており、すべて知的障がいのある児童・生徒で占められています。

【横手・大曲特別支援学校の横手市児童・生徒数の推移】 (人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特別支援学校通学児童・生徒総数	109	117	105
幼稚園部	0	0	0
小学部	21	25	23
中学部	20	28	31
高等部	68	64	51

資料：学校基本調査 各年度5月1日現在

② 特別支援学級数（小学校）と児童数の推移

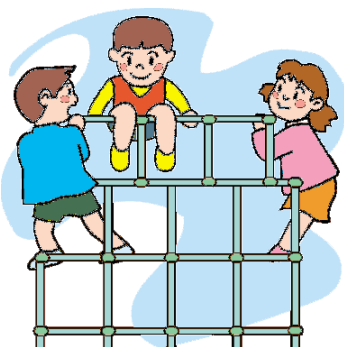
平成26年度現在、横手市の小学校には36クラスの特別支援学級があり、75人の児童が通学しています。平成23年度に比べると、学級数で1クラス増加し、児童数で8人減少しています。

【小学校特別支援学級数・児童数の推移】

(上段：クラス、下段：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学級数	35	36	36	36
児童数	83	81	77	75

資料：学校基本調査 各年度5月1日現在



③ 特別支援学級数（中学校）と生徒数の推移

平成26年度現在、横手市の中学校には15クラスの特別支援学級があり、37人の生徒が通学しています。平成17年度に比べると、学級数で2クラス、生徒数で3人増加しています。

【中学校特別支援学級数・生徒数の推移】

(上段：クラス、下段：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学 級 数	13	15	15	15
生 徒 数	34	39	37	37

資料：学校基本調査 各年度5月1日現在

1-3 就業の状況

(1) 産業別就業者数の推移

産業別に就業者数の推移をみると、農業を中心とした1次産業の占める割合が減少しており、平成22年度には16.8%と全就業者の2割を下回っています。

一方、流通やサービスといった3次産業の占める割合が増加しており、平成22年度には57.3%と過半数を占めています。

【産業別就業者数の推移】

(上段：人、下段：%)

	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
1次産業	11,976	10,040	9,286	7,939
	20.7	17.9	17.7	16.8
2次産業	17,985	17,082	14,330	12,282
	31.0	30.5	27.4	25.9
3次産業	27,921	28,846	28,625	27,145
	48.3	51.5	54.7	57.3

資料：国勢調査 各年度10月1日現在

※年齢不詳も含むため合計が100%にならない

(2) 障がい者の雇用・就業状況

横手市の障がい者の雇用・就業状況をみると、就業している障がい者数は増加傾向にあります。法定雇用率（2.0％）未達成の企業の割合は改善されてきており、半数以下になりました。

【民間企業における障がい者雇用状況】

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
企業数	44	56	58
常用労働者数（人）	7,262.5	7,957.0	8,241.5
障がい者数（人）	99.0	118.0	142.0
実雇用率（％）	1.36	1.48	1.72
未達成企業数（社）	25	30	26
未達成企業の割合（％）	56.8	53.6	44.8
秋田県実雇用率（％）	1.56	1.67	1.77
全国実雇用率（％）	1.69	1.76	1.82

※常用雇用 56 人以上の規模の企業

資料：秋田労働局発表 毎年 6 月 1 日現在

【市における障がい者雇用状況】

	平成 20 年度		平成 26 年度	
	市長部局	教育委員会	市長部局	教育委員会
機関数	1	1	1	1
雇用状況	1,389	262	1,512.5	301.5
法定雇用障害者の基礎となる職員数（人）	1,359	258	1,300.5	270.5
障がい者数（人）	30	4	32.5	8.0
実雇用率（％）	2.21	1.55	2.50	2.96

資料：秋田労働局発表 毎年 6 月 1 日現在

※国、地方公共団体等の法定雇用率・・・2.3％

※都道府県等の教育委員会の法定雇用率・・・2.2％

1-4 地域資源の状況

(1) 民生委員・児童委員の状況

① 地区別民生委員・児童委員の状況

横手市の各地区（単位）民生児童委員協議会は民生委員・児童委員 311 人（うち主任児童委員が 32 人）が活動しており、地区別の人数は以下のようになっています。

（人）

地 区※	南	北	朝 倉	旭	栄	境 町	黒 川	金 沢
民 生 委 員	24	13	11	12	12	5	5	7
主任児童委員	2	2	2	2	2	2	2	2
計	26	15	13	14	14	7	7	9
地 区※	増 田	平 鹿	雄物川	大 森	十文字	山 内	大 雄	合 計
民 生 委 員	27	40	30	25	41	13	14	279
主任児童委員	2	3	2	2	3	2	2	32
計	29	43	32	27	44	15	16	311

※各地区（単位）民生児童委員協議会

② 分野別の相談状況

民生委員・児童委員に対する分野別の相談・支援件数をみると、高齢者や子どもに関する相談が多くなっています。

（件）

分野別相談・支援件数	区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	高齢者に関すること	4,643	4,542	4,485	4,473
	障がい者に関すること	381	347	424	386
	子どもに関すること	1,643	1,680	1,865	1,447
	その他	2,555	2,854	2,901	2,787
	計	9,222	9,423	9,675	9,093

(2) 福祉協力員の状況

① 地区別福祉協力員の状況

横手市の各地区福祉協力員会は、福祉協力員が900人活動しており、地区の人数は以下のとおりとなっています。

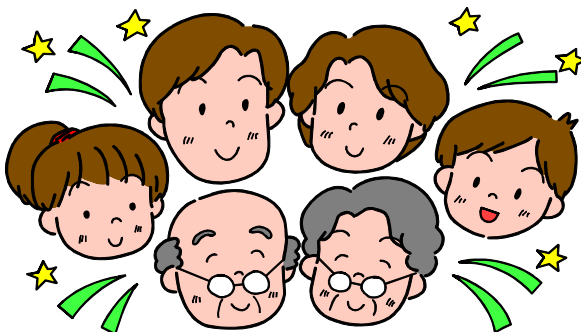
地区	南	北	朝倉	旭	栄	境町	黒川	金沢
人数	87	39	44	49	54	30	19	20
地区	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
人数	52	120	68	91	117	58	52	900

平成26年4月1日現在

② 福祉協力員の役割

社会福祉協議会が委嘱する福祉協力員の役割は次のとおりです。なお、各福祉協力員会では、高齢者世帯を対象とした交流活動や友愛訪問活動、地域や学校などが行う福祉活動の支援などを行っています。

- (1) 支援を必要とする人や地域の福祉問題の発見
- (2) 発見した福祉問題の相談・連絡と解決に向けた支援
- (3) 地域への福祉に関する情報提供
- (4) 社会福祉協議会会員募集と共同募金運動への協力
- (5) その他地域福祉の増進に必要な事項



(3) 地域団体の状況

市内で活動するボランティア団体は55団体、NPOは28法人となっています。また、地域の諸課題を地域の手で解決していくしくみとして、高齢者宅等の雪下ろしや雪よせ、買い物支援などを行う共助組織も立ち上がってきています。

① ボランティア団体の状況(平成26年度横手市社会福祉協議会への登録団体)

ア. 年齢層、参加者による区分

女性、高齢者の活動団体が多くなっており、ボランティアを主目的にしている団体は少なくなっております。また青壮年の働き盛りの世代の活動が少ないのが現状です。

【ボランティア団体の区分及び目的】

区 分		ボランティア活動を主目的にしているか否か(団体数)		
区 別	補足説明	主目的	それ以外	合計
壮年ボランティア等	年齢構成がおおよそ40歳～59歳まで	5		5
女性ボランティア等		11	14	25
高齢者ボランティア等	年齢構成がおおよそ60歳以上	3	4	7
点訳ボランティア等		1		1
朗読ボランティア等		2		2
手話ボランティア等		2		2
住民参加型 在宅福祉サービス実施団体	活動に対して、低額の利用料、時間貯蓄(利用料に応じたポイント付与)など何らかの対価の伴うもの	1		1
精神保健福祉ボランティア		3		3
その他	J A、市役所職員互助会、施設職員、商工会、調理師・理容・建設等の職能組合など	3	6	9
合 計		31	24	55

イ. 活動内容による区分（アの団体の活動内容、複数回答有り）

高齢者福祉の活動団体やその他（特に病院内活動）を行う団体が多くなっています。多くの団体が、団体固有の活動と合わせて、行事の手伝いなどの地域活動を行っています。

【ボランティア種別ごとの団体数】

種 別	活 動 内 容	団体数
高齢者福祉	①家事援助、②身の回りの介助、③外出介助、④食事サービス、⑤入浴サービス、⑥相談・話し相手、⑦訪問活動、⑧交流活動、⑨住居維持、⑩制作活動、⑪趣味活動の指導、⑫上演・演奏活動、⑬施設での理容、美容等の活動、⑭スポーツ・レクリエーションの指導	67
障がい児・者福祉	①家事援助、②身の回りの介助、③外出介助、④食事サービス、⑤入浴サービス、⑥相談・話し相手、⑦訪問活動、⑧交流活動、⑨住居維持、⑩制作活動、⑪趣味活動の指導、⑫上演・演奏活動、⑬施設での理容、美容等の活動、⑭スポーツ・レクリエーションの指導、⑮手話、朗読、点訳	28
子ども・青少年福祉	①児童健全育成、②乳幼児の世話、③創作活動、④趣味活動の指導、⑤上演・演奏活動、⑥スポーツ・レクリエーション指導	12
社会教育施設での活動	社会教育施設（図書館等）での活動	4
文芸伝承活動	①伝承・保存・指導、②案内・説明	2
環境に関する活動	①美化、②環境保全、③自然保護、④リサイクル活動	8
地域活動	①交通安全・防犯、②防災・災害援助、③各種行事の手伝い、④地域活性化（街なみ景観保存、町おこし）	42
その他の活動	①小破修理、②収集、③募金・寄付活動への協力、④ドナー活動への協力、⑤病院内活動等	7

② 横手市のNPOの状況

秋田県では、平成26年12月現在 376 のNPO法人が認証されており、横手市では28法人が活動しています。（「保健・医療または福祉、まちづくり」一部関係団体のみ）
（順不同）

No.	法人名称	活動の目的	活動内容の種別
1	ゆめ希望	地域住民に対し、ボランティア精神の高揚と生活環境の向上を図り、環境保全思想の普及や高齢者福祉の増進に関する事業を行い、地域社会の発展につなげ、また各種スポーツの強化の推進と、地域の雇用の拡大に努め、だれもが夢と希望を持てる心豊かな暮らしやすい郷土づくりに寄与することを目的とする。	保健・医療または福祉、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境、子ども健全育成
2	ヒューマンサービス	社会生活全般に対し、消費者の立場に立ち健康維持、環境保全や社会教育に資する全般的サービスを提供する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。	保健・医療または福祉、社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境
3	横手ひらかNPOセンター	横手市民に対して、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動の発展を促進する事業を行い、もって公益に寄与することを目的とする。	保健・医療または福祉、社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境、災害救助、地域安全、人権または平和、国際協力、男女共同参画、子ども健全育成、連絡・助言・援助
4	杉	地域住民に対して、生活環境の向上を図り、環境保全思想の普及や高齢者福祉の増進に関する事業を行い、地域社会の発展につなげ、地域の雇用の拡大に努め、心豊かな暮らしやすい郷土づくりに寄与することを目的とする。	保健・医療または福祉、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境、子ども健全育成
5	横手ひらか地球環境フォーラム	地球環境が温暖化をはじめ危機的状況にあることを深く憂い、その現状や原因及びその対策について学習を重ね、地区民に啓蒙宣伝すると共に地域活動を実践し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	社会教育、環境、国際協力
6	横手川千本桜をすすめる会	横手川などに市民の手によって桜を植栽し、さらにすばらしい景観を実現し「山と川のある町」のまちづくりを一層進め、地域社会に寄与することを目的とする。	社会教育、まちづくり、環境
7	横手ひらか地域通貨ドーモ委員会	横手ひらかの地域住民を対象に地域通貨の導入を通じて、当面の少子高齢化や環境汚染、過疎化問題などの深刻な社会課題解決のために積極的に貢献したいと考える。とりわけ、横手ひらか地域通貨「ドーモ」を媒体とする地域住民の新しい交流活動を広域的に推進して、地域社会の活性化及びコミュニティの再生を図ることを目的とする。	保健・医療または福祉、まちづくり、環境、男女共同参画、連絡・助言・援助

第2章 横手市の現状

No.	法人名称	活動の目的	活動内容の種別
8	大森スポーツクラブさくら	地域住民と共にスポーツ・文化に関する事業を行い、健全な心身の育成に寄与することを目的とする。	保健・医療または福祉、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、災害救助、子どもの健全育成
9	よこてスポーツクラブ	地域住民が日常生活の中で自発的にスポーツを楽しみ、健全な心身の育成と連帯感を高めると共に、生涯スポーツの振興を通じて生き生きとしたまちづくりに貢献することを目的とする。	保健・医療または福祉、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、子どもの健全育成
10	ゆめ協働隊	横手市に対し、横手市にふさわしい公共交通システムを提案することを目的とする。	保健・医療または福祉、社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境、災害救助、地域安全、人権または平和、情報化社会、経済活動活性化、国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成、情報化社会、科学技術振興、経済活動活性化、職業能力開発・雇用機会の拡充の支援、消費者の保護、連絡・助言・援助
11	まちづくり大森	県南の住民を対象としてＩＴ教育を通じて情報格差の解消、子供達の情報化社会への対応支援、ＩＴ利用をサポートするリーダー的人材育成等、また健康で潤いのある地域生活が送れるよう、芸術、スポーツ活動への啓蒙事業並びに経済活動の活性化の一環として地産地消の推進を図り、地域社会への発展に寄与することを目的とする。	学術・文化・芸術・スポーツ、情報化社会発展、経済活動活性化
12	増田地域活性化ステーション	増田地域住民に対して、地域の伝統文化を大切にし地域資源の保存継承活動を実施し、ひいては主体的に住民がコミュニティー活動を実施できる支援事業を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。	社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境、災害救援、地域安全、男女共同参画社会、子どもの健全育成、情報化社会、経済活動活性化、職業能力・雇用機会、連絡・助言・援助
13	Yokotter	秋田県横手市の地域活性化、ＩＴを利用した街おこしに関する事業を行い、横手で子供を育てたい、横手で孫と遊びたいといわれる街づくりをすることを目的とする。	まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、子どもの健全育成、情報化社会、経済活動活性化、職業能力開発・雇用機会の拡充の支援

No.	法人名称	活動の目的	活動内容の種別
14	秋田県南 NPOセンター	市民自らの手による新しい社会のしくみづくりを目指し、市民活動のさらなる推進を図り、男女共同参画社会の推進と共に、豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とする。	保健・医療または福祉、社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境、災害救助、地域安全、人権または平和、国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成、情報化社会発展、科学技術振興、経済活動活性化、職業能力開発・雇用機会の拡充の支援、消費者の保護、助言または援助
15	北国住まい研究会	青森県民・秋田県民・岩手県民を対象に、私たちの大切な生活の場であり財産でもある建物を、現在問われている保健・医療・福祉・環境問題等に配慮しながら、安全で健康にそしてできるだけ長く安心して使用していただくために、建物の安全性や快適な住まいに関する住宅相談・住宅診断事業を行い、さらには会員相互及び関係諸機関との情報交換を行うことによって、そこに住む人々の健康で安全な生活居住空間の実現に寄与することを目的とする。	保健・医療または福祉、環境
16	ハート・かまくら	将来の不安や悩みを抱える精神・知的・身体障がい者が、その家族や地域住民の理解と協力のもと、皮革製品の部品製造を主体に、その他各種製造等を事業とし、利用者全員が共同の作業を通して、コミュニケーションを図りながら、就労の機会や生活基盤を提供する拠点として、機能訓練・生活訓練を支援し、また障がい者一人ひとりが共有する不安や悩み、ストレス等を払拭し、健康で楽しい生活を送るため、各種レクリエーション、スポーツ交流会、各地の障がい福祉施設見学、研修会、接客販売訓練等を通して、心身の育成と自立支援に寄与することを目的とする。	保健・医療または福祉、職業能力開発・雇用機会の拡充の支援
17	ソーシャレック	現在の環境教育・ものづくり教育・国際教育を取り巻く問題・課題解決に向けて、地域住民と共に子供や市民に対しての研修会・講習会やイベント活動を通してキャリア教育の交流が広がることを期待するものである。更には秋田県内の行政や教育機関との連携を積極的に行い、質の高い教育環境を整えることに取り組み、次世代の人材育成をすると共に、世界への技術指導ができる企業作りの支援をすることを目的とする。	社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境保全、地域安全、国際協力、男女共同参画社会、子どもの健全育成、情報化社会、科学技術振興、経済活動活性化、職業能力・雇用機会、連絡・助言・援助

第2章 横手市の現状

No.	法人名称	活動の目的	活動内容の種別
18	太陽の園	心身に障がいをかかえた人たちが健やかに生きがいをもって日々生活できるように、自立生活への支援と就労支援を行う。また、地域の人たちと一緒にスポーツイベントや演劇、コンサート等の鑑賞、参加、出演等社会参加のための支援活動を行い、もって地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	保健・医療または福祉、学術・文化・芸術・スポーツ、子どもの健全育成
19	日本一ひとと地球の健康を考える会	秋田県民に対して、「医食農同源」を基本に「食」に関する正しい考え方や環境の大切さの普及啓蒙を図り、保健・医療・福祉の増進、環境の保全および子どもの健全育成に寄与すると共に、日本一健康で地球環境に優しい地域社会の実現を目的とする。	保健・医療または福祉、まちづくり、環境、子どもの健全育成
20	樽見内地域資源保全委員会	農村における農地・水・環境保全向上活動を行い、農村環境及び資源の適切な保全、維持のため必要なことに取り組むこと、また、生態系保全や景観形成などの農村環境を良くする活動に農業者、非農業者そして企業や老人クラブ、子ども会など地域の諸団体と共に協議・活動し、豊かで明るい地域づくり活動に取り組むことを目的とする。	保健・医療または福祉、まちづくり、環境、地域安全、子どもの健全育成、連絡・助言または援助
21	横手フットボール倶楽部	地域の子どもたち及び一般市民に対して、自発的にスポーツを楽しむ健全な心身の育成に関する事業を行うと共に、環境の整備によってスポーツに親しむまちづくりを目指し、子どもたちの健全育成と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。	社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境、子どもの健全育成
22	そら	心身に障がいをかかえる人達が、できる範囲の中で自分の仕事を持つことによって、社会に参加し、達成感と充実感のある生活の実現を目指し、もって地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	保健・医療または福祉、学術・文化・芸術・スポーツ、子どもの健全育成
23	森の王国 サルパ	一般市民に対して、地域の自然・森林を活用した体験型森林・環境教育に関する事業を行い、地域の森林・環境保護及び過疎化する地域の活性化と高齢者の生きがい創りに寄与することを目的とする。	保健・医療または福祉、社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境、災害救助、地域安全、男女共同参画、情報化社会発展、職業能力開発・雇用機会の拡充の支援、消費者の保護
24	希望の空	知的障がい者の人に対して、共同生活、就労移行、就労継続に関する事業を行い、障がい者の自立に寄与することを目的とする。	社会教育、子どもの健全育成

No.	法人名称	活動の目的	活動内容の種別
25	清川の里	県南地域の住民に対して、地域に根ざした福祉の増進を図り、また、男女共同参画社会の実現や子どもの健全育成に励み、「住みよい地域づくり」に寄与することを目的とする。また、乳児から高齢者、健常者から障害者まで豊かなコミュニティを創ることを目指す。	保健・医療または福祉、社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境、地域安全、人権または平和、男女共同参画、子どもの健全育成、連絡・助言・援助
26	東日本総合企画	地域の高齢者・障がい者に対して、地域の住民と共に助け合いながら居宅支援・施設支援・就労支援に関する事業を行い、高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、子どもの健全育成、職業能力開発・雇用機会の拡充の支援
27	一縁の会	諸事情により葬儀を行うことが困難な方々や、葬儀費用が不明瞭なことに不満や疑問を持っている地域住民に対し低価格で安心な葬儀及びそれに関連する事業を行い、社会福祉の推進と消費者保護に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉、消費者保護、連絡・助言・援助
28	理想の家族	理想の家族を追い求めながら、挫折しながらも、なんとしてでも生きようと必死に模索しているが、社会が手を差し延べてくれることなくホームレス状態に置かれた人々及び失業者等ホームレス状態になりうる恐れのある人々に対し、社会的処遇の改善及びその安定した雇用の場の確保、就業の機会の確保、安定した居住の場の確保などによる自立の支援が図られるような社会形成に少しでも貢献する事業を行うことにより、もってこれらの人々の社会福祉の向上を図ることを目的とする。	保健・医療・福祉、まちづくり、人権・平和、職業能力開発・雇用機会の拡充の支援、連絡・助言・援助



③ 横手市の老人クラブの状況

市内の老人クラブは年々に減少しています。次のリーダーのなり手がいないなど、人材不足が主な原因となっており、担い手探しが課題となっています。

横手市の高齢者人口が増加しているにも関わらず加入者数が少ないということは、暮らし方が多様化したこと、特に近年は退職された方が生活の場である集落や町内での住民とのつながりよりも、趣味の集まりの場などにつながりを求めていくなど、個人個人の活動をするようになってきており、地域離れが進んでいることが一つの要因と考えられます。

老人クラブなどの団体活動は、その活動内容だけでなく、近隣住民とふれあうことを通して見守り合いや、気軽に暮らしの相談ができる機能を備えており、そういった視点からもクラブの維持、活性化が望まれます。

【市内の老人クラブの状況】 (上段:クラブ数、下段:人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
老人クラブ数	224	219	211	197
加 入 者 数	10,671	10,095	9,486	8,810

④ 横手市のシルバー人材センターの状況

登録者数は減少傾向で推移しています。

主な業務は建物、公園、駐車場などの施設管理や清掃作業などで、横手市からの受注額が全体の約50%となっています。一般家庭からは庭木の手入れや除草作業、清掃作業、冬囲いなどのほかに宛名書きなどの毛筆筆耕、障子・襖の張替作業などが主な仕事となっています。

特に雪の多い冬場は、福祉家庭の玄関前除排雪作業も行っており、高齢化などによってそのニーズが高くなっています。

【市内のシルバー人材センターの状況】 (人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登 録 者 数	1,289	1,248	1,171	1,038

第3章

計画の基本理念

1 基本理念

「地域福祉」とは「その地域に住むみんなのしあわせ」のことです。ここで「福祉」という言葉は、従来のように行政から限られた対象者に提供されるサービスのことでなく、年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、その地域みんなを対象にしています。つまり横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画の基本理念は、横手市民の目指すべきしあわせの形です。このような考えのもと、基本理念を定めています。

基本理念

みんなが主役！みんなでつくる 人にやさしいまち横手

【みんなが主役】

私たち一人ひとりが、自分の住む地域に関心を持って、地域を守り、育てていくために自分には何ができるかを考える。つまり『私がその地域を担う「主役」である』という意識を持つことが大切です。地域を見つめ、自分を見つめ、そうした中で自分にできることを考え、行動しようとするのが重要です。

【みんなでつくる】

地域のしあわせは、一部の人たちの努力や、特定の団体、行政の力だけでは実現できません。その地域に住むみんなをかけがえのない仲間として共に歩む意識が必要です。そして、お互いの立場や思いを理解し、尊重しながら、それぞれの持ち味を生かし、力を合わせる大切です。地域のことをみんなで考え、みんなで行動し、地域のきずなづくりを目指します。

【人にやさしいまち横手】

この計画が目指すのは、お互いを思いやるやさしさのある横手市です。その地域に住む誰もが手をつなぎ、思いやりを持ってお互いを支えあうまち。市民みんなが誇れるまち。そんな心豊かで温かみのある横手市を目指します。

2 基本目標

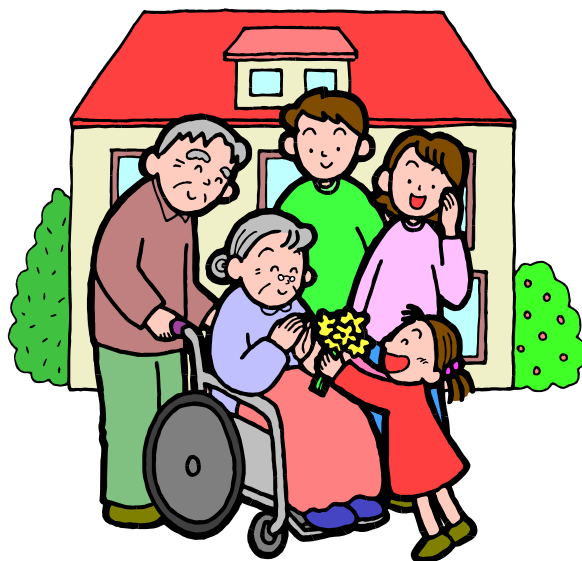
基本理念を実現するために、4 つを基本目標として推進することにより、今後の横手市における福祉のまちづくりを進めていきます。

3 基本方針

基本目標を実現するために、目標ごとに基本方針を設定することにより、地域福祉に関する各施策の方向性を定め、具体的事業の推進を図ります。

「ひと」から始まり、その「ひと」が住む「地域」、その「ひと」が集まる「団体・ネットワーク」、その「ひと」を支える「しくみ」という順序で考えていくこととしました。

この計画の方針の担い手は、私たち一人ひとりです。各テーマの中でそれぞれの役割を自分でできること（自助）、地域のみんなでできること（共助）、行政でできること（公助）を活かしつつ、「市民」「地域」「事業者等」「社会福祉協議会」「行政」と細分化し、それぞれの役割を考えていきます。



基本目標 1

お互いさまの気持ちで思いやりのあるまちをつくろう

人にやさしいまちづくりを進めるためには、その地域に住む住民の参加や協力が不可欠です。

出生数の減少、高齢化の進行などにより地域を取巻く状況は厳しさを増していますが、一人ひとりが「お互いさま」の気持ちで相手に接し、助け合い、ふれあいの心を育むことにより、思いやりのある地域づくりを推進します。

また、住民との協働で地域福祉を支える人材の育成を通じて、自分たちが地域の福祉を担う意識を持てるまちづくりを進めていきます。

テーマ

ひと・
こころづくり

〈基本方針〉

1. お互いを尊重し支えあう意識の醸成
2. 福祉の心の啓発
3. 福祉教育の充実
4. 地域福祉を支える人材の育成

基本目標 2

地域の良さを活かして明るく安心して暮らせるまちをつくろう

住んでいる地域がより活気づき、みんなが知り合い、助け合えるまちづくりがこれからの地域福祉の進展に欠かせないことです。

各団体やサークル、交流サロンなどにより、同世代や当事者同士の交流機会は比較的多い状況ですが、少子高齢化や地域への関心の薄れにより、年代を超えた世代間交流が少なくなってきました。

しかし、お祭りなどの地域行事や次世代へと継承されてきた伝統芸能などには、幅広い年代の方々が参加しており、こうした地域の行事や伝統芸能などを通じて世代間交流を図り、地域のつながりを深めていくまちづくりを進めていきます。

さらに、横手市の気候特性に応じた除雪対策や生活を取り巻く環境の変化に配慮したまちづくりも推進していきます。

テーマ

地域づくり

〈基本方針〉

1. 地域住民の世代間交流の推進
2. 地域活動の推進
3. 社会参加の推進
4. 自治会・町内会活動の充実
5. 災害に備えた地域づくりの推進

基本目標 3

みんなが集いともに支えあう地域のきずなをつくろう

福祉のまちづくりを進めるためには、福祉活動の拠点づくりなどを通じて、自治会・町内会やボランティア団体、NPOなどの育成支援を図りながら、市民と関係機関・団体の協働が不可欠です。

市民一人ひとりの役割に加えて、福祉活動を推進する関係機関・団体の役割が重要であり、福祉サービスを必要な人が適切に利用できるよう情報の共有や、それぞれの活動の内容を理解し、連携を強化することで地域特性に対応したネットワーク体制の構築を進めていきます。

テーマ

団体・ ネットワーク づくり

＜基本方針＞

1. 地域福祉活動の推進と支援
2. 適切な福祉サービスの提供と充実
3. ネットワーク体制による連携強化
4. 緊急時にも対応する支援体制の構築

基本目標 4

みんなが暮らしやすいやさしいまちをつくろう

市内のどの地域に住んでいても、それぞれ生活環境に応じて、安心して、安全に暮らしていくことが、人にやさしいまちづくりを進める上で最も重要なことです。

こうした環境をつくるためには、行政のみの力では目標を達成することができないため、市民や関係機関・団体と十分な連携を図りながら、協働のまちづくりを推進していきます。

また、より利用しやすい効果的な行政サービスへと改善を図ると共に、各種支援制度の周知を促進し、誰もが安心して暮らすことのできる福祉サービスの環境づくりを進めていきます。

テーマ

しくみづくり

＜基本方針＞

1. 地域のニーズに対応した福祉サービスの充実
2. 福祉サービスの広報活動と相談体制の充実
3. バリアフリーの推進
4. 計画推進体制の整備

4 計画の全体構成

地域福祉の課題のまとめ

策定委員会意見で課題を整理し、以下のとおりまとめました。

(1) ひとづくりの課題

- ・高齢者や障がい者への理解が不足している
- ・環境・体制が整っていない
- ・地域を支える人材・担い手が不足している
- ・世代間交流が減少している
- ・親世代の教育・役割ができていない
- ・地域と学校の連携が進みにくい
- ・子どもの成長過程に応じた切れ目のない福祉教育が必要である
- ・大人の学びの場も少ない

(2) 地域づくりの課題

- ・世代間交流の機会が少ない
- ・地域の希薄化により地域活動が停滞している
- ・地域活動への関心が低下している
- ・地域の情報が住民に伝わりにくい
- ・社会参加や外出の機会が少ない
- ・障がい者などに関する情報が少ない
- ・地域の担い手・後継者が不足している
- ・災害時の対応に不安がある
- ・冬場の除雪が負担になっている

(3) ネットワークづくりの課題

- ・地域住民のつながりが低下している
- ・生活課題を抱える方が潜在化している
- ・福祉サービスの情報がわかりにくい、伝わらない
- ・福祉サービスの利用の方法がわからない
- ・地域の福祉関係者がわからない
- ・地域の福祉活動や情報がわかりにくい
- ・地域の要援護者等を知らない
- ・緊急時の支援体制が整っていない

(4) しくみづくりの課題

- ・支援に対するニーズが多様多岐、多岐にわたっている
- ・「福祉」がよくわからない
- ・相談の窓口がわからない
- ・バリアフリーの推進が必要である

基本理念

みんなが主役！
みんなでつくる
人にやさしいまち横手

基本目標

基本目標 1

お互いさまの気持ちで思いやり
のあるまちをつくろう
【ひと・こころづくり】

基本目標 2

地域の良さを活かして明るく安
心して暮らせるまちをつくろう
【地域づくり】

基本目標 3

みんなが集いともに支えあう地
域のきずなをつくろう
【団体・ネットワークづくり】

基本目標 4

みんなが暮らしやすいやさしい
まちをつくろう
【しくみづくり】

基本方針

基本目標の実現に向けての基本的な展開方針です。

地域福祉施策の展開方針

- お互いを尊重し支えあう意識の醸成
- 福祉の心の啓発
- 福祉教育の充実
- 地域福祉を支える人材の育成

地域福祉施策の展開方針

- 地域住民の世代間交流の推進
- 地域活動の推進
- 社会参加の推進
- 自治会・町内会活動の充実
- 災害に備えた地域づくりの推進

地域福祉施策の展開方針

- 地域福祉活動の推進と支援
- 適切な福祉サービスの提供と充実
- ネットワーク体制の連携強化
- 緊急時にも対応する支援体制の構築

地域福祉施策の展開方針

- 地域のニーズに対応した福祉サービスの充実
- 福祉サービスの広報活動と相談体制の充実
- バリアフリーの推進
- 計画推進体制の整備

当面の重点施策

基本方針に沿って事業を実施するため、重点施策に位置付ける施策です。

生活困窮者の自立と 相談支援体制の整備

- 自立相談支援事業の実施と
住居確保給付金の支給
- ・就労その他の自立に関する相談
支援
- ・事業利用のためのプラン作成
- ・住宅を失った生活困窮者など
への家賃相当を支給

災害時要援護者 支援体制の整備

- 避難行動要支援者名簿の作成
- 情報提供に関する同意確認
- 名簿情報の提供
- 個別支援計画の作成
- 災害発生時の対応
- 避難所等での支援体制

計画の推進体制の整備

① 協働による計画の推進

② 計画の進行・管理

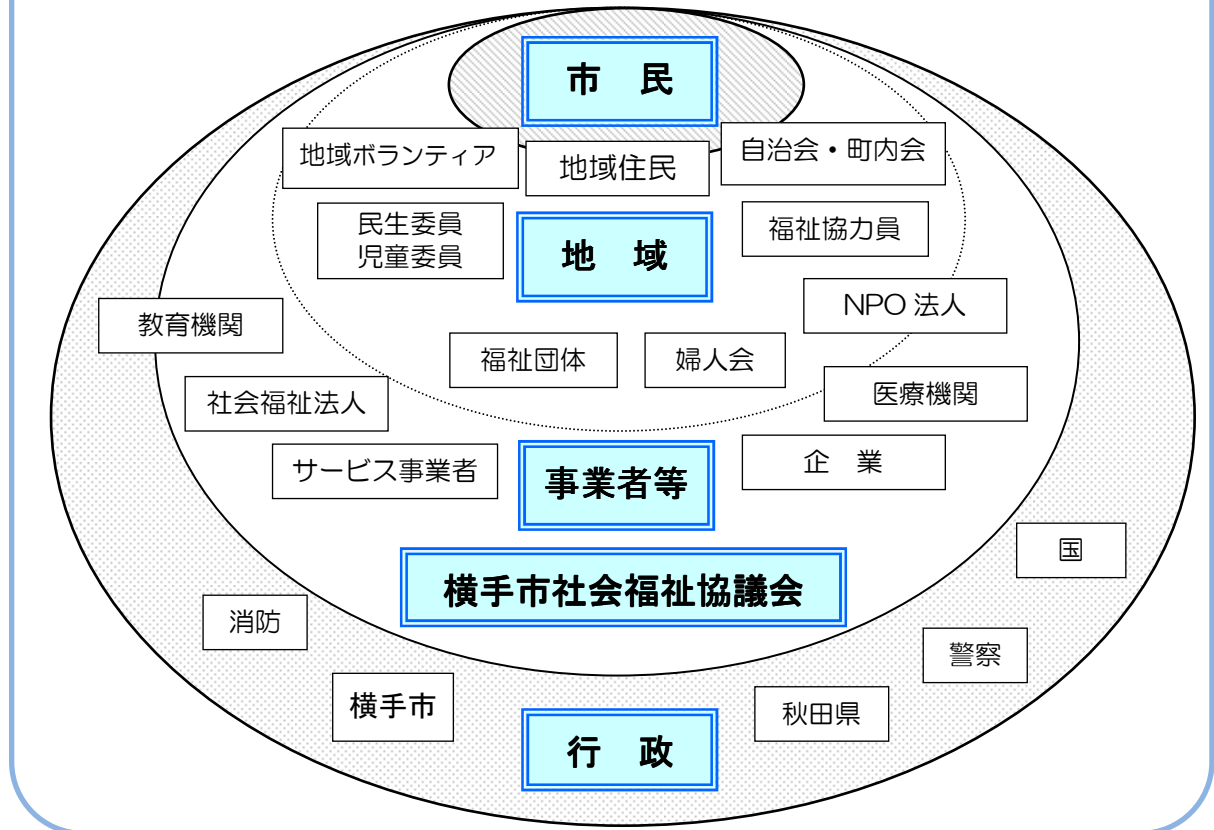
③ 計画の普及・啓発

第4章

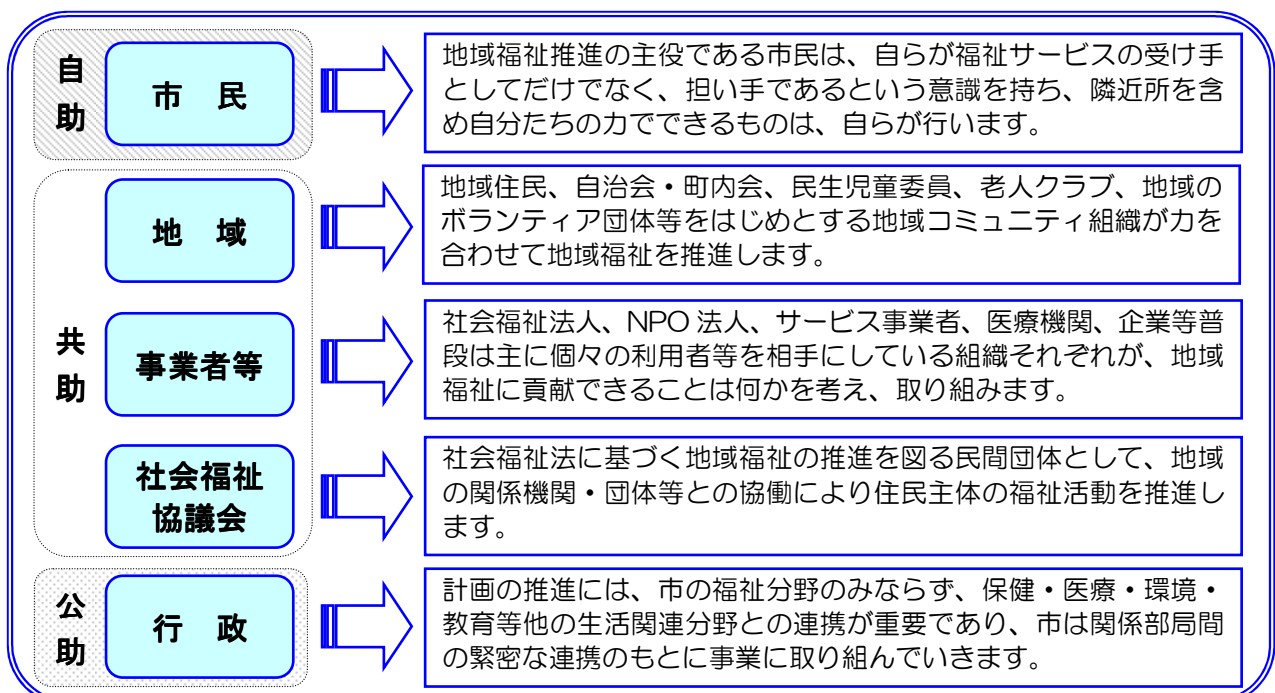
基本目標と施策の方向

【協働とは・・・】

市民と地域、事業者、社会福祉協議会、行政が共通の目的（地域福祉の課題解決や地域の活性化等）を達成するために、対等な立場でそれぞれの特性を活かした役割分担をしながら、協力して事業を行うこと。



※ 第4章では地域福祉の取り組みにあたって、役割分担の区分を以下のように定め、それぞれが協働・連携して進めます。また、取り組んで行きたい内容は、計画策定段階での市民や策定委員会からの意見・声を反映し、市民主体の立場からの表現としております。



I 基本目標と施策の方向

基本目標

1 お互いさまの気持ちで思いやりのあるまちをつくろう

基本方針

1－1 お互いを尊重し支えあう意識の醸成

■現状と課題

市民一人ひとりがそれぞれの地域づくりに主体的に参加して、地域の課題解決に取り組んでいく「市民が主役のまちづくり」を推進しています。家庭教育を始めとして、心と体の健康づくりなどを通して、問題を抱えた人を温かく見守る応援者を養成しています。しかし、理解が進んでいないため、隣近所の住民が日常の声かけ・あいさつを通じて、住民同士が相手を尊重し、理解しながら、「身近に困っている人がいないか」、「自分にできることは何か」を考え、人との関わりの中から支えあいの心を育む活動が必要です。

【主な地域課題】

◆高齢者や障がい者への理解不足

- ・一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加している
- ・他者への関心が薄いため理解が進まない
- ・障がい者の地域行事等への参加機会が少ない
- ・障がい者・ひきこもり・ニート等に対して社会の偏見は依然として根強い
- ・障がい者権利条約が批准されているが周知不足している

◆環境・体制が整っていない

- ・当事者のニーズや適性にあった社会参加を提供できる体制が不十分である
- ・キッカケがなければ関係づくりができない
- ・災害時等の要援護者等の情報の共有を図っているが、普段のコミュニケーションが取れないまま対応できるのか

◆地域を支える人材が不足

- ・地域資源を把握し、それを十分に活かすことのできる人材が必要である
- ・地域ボランティアの必要性を認識する必要がある
- ・高齢化により、地域活動には限界がある

■ 施策の方向性

■ ① 支えあう心の醸成 ■

地域福祉は人と人との交流から始まります。今後も近所の住民同士が気軽に声をかけあい、交流を図ることで、支えあう心を育みます。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・ 日常的なあいさつを自分から積極的に行います ・ 日ごろから思いやり、支えあうことを意識するよう心がけます
地 域	・ 地域内の交流活動を、世代を超えたものとなるよう工夫します ・ 関係機関・団体の枠を越え、共に地域福祉を考えていきます
事業者等	・ 地域の一員として、地域活動に関心を持ち、住民と交流を図ります
社会福祉協議会	・ 地域の交流を充実するため、支えあいの心を育む活動を推進します
行 政	・ 地域の交流促進により、住民同士が見守り、支えあうまちづくりを推進します

■ ② 心のバリアフリーの推進 ■

偏見や差別、理解不足による心の壁を作らない環境づくりを推進するために、年齢や障がいの有無に関わらずに地域の交流を深め、住民同士が相手を尊重し、理解する心を育みます。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・ 年齢や障がいの有無に関わらず、地域で共に暮らしている意識をもち、自分のできる事は何かを考えます ・ 異なる生活環境があることを理解し、一人ひとりが人権についての理解を深め、相手を尊重します
地 域	・ 地域の集まりで、お互いの意見や気持ちを尊重しあいます ・ 地域行事に高齢者や障がい者が気軽に参加できるよう工夫します
事業者等	・ 高齢者や障がい者の雇用を促進し、社会参加を支援します
社会福祉協議会	・ 一人ひとりの個性が尊重され、差別や偏見なく自分らしい生活ができる地域活動を推進します ・ 関係機関・団体と協力し、誰もが気軽に参加できる活動を推進します
行 政	・ 一人ひとりの個性が尊重され、差別や偏見なく自分らしい生活ができる地域づくりを推進します ・ 関係機関・団体と協力して誰もが気軽に交流できる場を提供し、理解しあう機会をつくります

基本方針

1－2 福祉の心の啓発

■ 現状と課題

年齢、障がいの有無などにとらわれず、地域で共に生きていく意識や支えあう心を育むために、中高生の保育所や介護施設などでの職場体験や、住民と障がい者とのスポーツ大会などを通じてふれあう交流の場づくりの提供に取り組んでいます。

今後も地域福祉に関わる関係機関・団体と協働し、より一層の福祉の心の啓発が必要です。

【主な地域課題】

- ◆世代間交流が減少している
 - ・交流機会の多様化により、今まで通りにはいかない
 - ・学校統合による学区の広域化により、地域と子どもとの接点が減っている
 - ・急激に人口が減少している
 - ・核家族化により、高齢者と接する機会の少ない子どもが増えている
- ◆親世代の教育・役割ができていない
 - ・虐待など自己中心的な考えが横行し、親の役割が果たされていない

■ 施策の方向性

■ ① 交流機会の充実 ■

同じ地域に住んでいるだけではなく、実際にふれあい、相手を知ることでお互いに関心を持ち、理解しあうことが大切です。今後も地域の行事等で高齢者、障がい者、子どもたちなどがふれあう機会を充実していきます。

【具体的な役割】

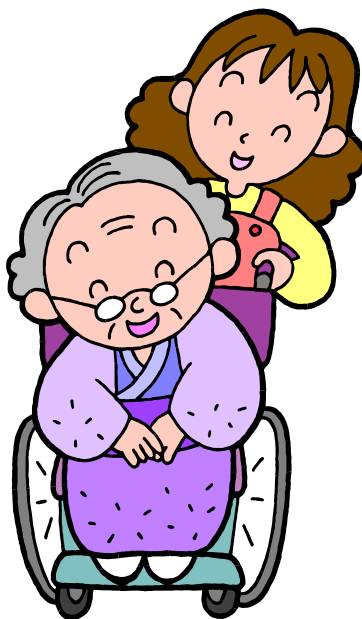
区 分	取り組み内容
市 民	・自分からあいさつや声かけをします ・積極的に地域の人たちと交流します
地 域	・活気をもたらすために、地域が一体となった活動を行ないます ・一人ひとりが役割を持てるような交流機会の充実を図ります
事業者等	・積極的に地域と交流します
社会福祉協議会	・関係機関・団体と協力し、誰もが気軽に参加できる活動を推進します
行 政	・地域社会の変化に応じ、市民や地域の声を反映した交流のあり方を考えます ・関係機関・団体と協力して誰もが気軽に交流できる場を提供し、理解しあう機会をつくります

■② 福祉意識の啓発 ■

地域福祉に関わる関係機関・団体と連携し、男女共同参画の推進や子どもの権利の尊重など、人権を大切にする心を育みます。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・一人ひとりの個性を理解し、人権を尊重します ・様々な交流の場、ボランティア活動へ積極的に参加します
地 域	・世代を超えた交流で、お互いの意見や気持ちを尊重しあいます ・地域福祉に関わる関係機関・団体との連携や情報共有により、地域の見守りや支えあいの心を高めます
事業者等	・地域福祉に関わる関係機関・団体との連携や情報共有により、地域の見守りや支えあいの心を高めるよう努めます
社会福祉協議会	・地域福祉に関わる関係機関・団体との連携や情報共有により、地域の見守りや支えあいの心を高める啓発活動を推進します
行 政	・地域福祉に関わる関係機関・団体との連携や情報共有により、地域の見守りや支えあいの心を高める啓発活動に取り組みます



基本方針

1－3 福祉教育の充実

■ 現状と課題

他人を思いやり尊重する意識は、親や周囲の大人、また地域のつながりから自然に学んでいました。現在、市内の小・中学校では総合学習の時間などで、福祉教育に取り組んでいます。また、地域では福祉活動の充実のため、子どもから大人まで福祉の知識を学ぶことができる生涯学習にも取り組んでいます。

社会状況が大きく変化するなかで、他人を思いやる心を育む教育を、学校や地域で進めていくことが強く求められています。

【主な地域課題】

- ◆ 地域と学校との連携が進みにくい
 - ・ 統合、少子化により地域と学校が関わる機会が少なくなっている
- ◆ 子どもの成長過程に応じた切れ目のない福祉教育が必要
 - ・ 学校だけではなく地域と連携した福祉教育の推進
- ◆ 大人の学びの場も少ない
 - ・ 地域活動の場での福祉理念、生涯学習の場での知識の提供

■ 施策の方向性

■ ① 福祉教育の充実 ■

小学校、中学校、高校と福祉教育の充実を図ると共に、家庭や地域における生涯学習で思いやりの心を育みます。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・ 自分ができる福祉活動に積極的に関わり、福祉について学ぶ姿勢を持ち続けます ・ 家庭内でも福祉活動について話します
地 域	・ 学校と連携して、福祉活動を進めます ・ 子どもたちは地域で育てる意識を持ちます
事業者等	・ 福祉教育や生涯学習へ積極的に協力します
社会福祉協議会	・ 福祉活動への参加を促します ・ 学校や地域で取り組む福祉・介護等の学びの場へ支援や協力をします ・ 関係機関・団体と協働し、福祉の心を育む活動を推進します
行 政	・ 関係機関・団体と連携を図りながら、福祉の心を育む教育環境づくりを推進します ・ 次世代の親を育成する機会をつくれます ・ 子どもたちの健全育成を図るため、児童館・社会教育施設の活動を推進します

基本方針

1－4 地域福祉を支える人材の育成

■ 現状と課題

地域福祉を進めていくためには、お互いに支えあう意識を広めたり、福祉の心を育む教育に加えて、地域福祉を支える人材の確保が必要です。しかし、少子化、高齢化、若者の流出により地域の人材が不足し固定化されています。

そのため、市民一人ひとりの活動への理解と協力が必要であり、民生児童委員などの公的な人材や見守り活動をする方まで、住民との協働で地域福祉を支える人材の育成、確保が求められています。

【主な地域課題】

- ◆ 地域を支える人材・担い手が不足している
 - ・自治会・町内会等の担い手がない
 - ・民生児童委員や福祉協力員等の担い手がない
 - ・地域の変化に伴い人材育成が困難
 - ・少子高齢化による人材がない

■ 施策の方向性

■ ① 地域福祉を支える人材の育成 ■

地域福祉を支える体制を整備・強化するために、幅広い年齢層が福祉活動に参加しやすい環境を整え、人材の育成を推進します。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・地域の一員として、福祉活動に関心を持ち積極的に参加します ・悩みごとに耳を傾け、解決へ向けて協力します
地 域	・誰もが参加しやすい福祉活動を推進します ・次代を担う人材を育成し、継承します
事業者等	・地域の一員として、専門性を活かした支援をします ・福祉活動への理解と意識の向上を促します
社会福祉協議会	・地域の福祉ニーズを把握しマンパワーを育成します ・福祉活動やボランティアへの関心と意識を高め、次代を担う人材の育成を推進します
行 政	・地域の福祉ニーズを把握しマンパワーを育成します ・福祉活動を担う人材の育成を支援します

基本目標

2 地域の良さを活かして明るく安心して暮らせるまちをつくろう

基本方針

2-1 地域住民の世代間交流の推進

■現状と課題

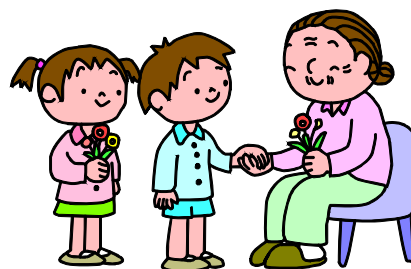
各団体やサークル、交流サロンなどにより、同世代や当事者同士の交流機会は比較的多い状況ですが、年代を超えた世代間交流は少なくなりつつあります。これは、少子化の影響もありますが、勉強や部活動、仕事などにより交流する時間が取れにくくなっていること、また地域への関心が薄くなってきていることも原因だと思われます。

しかし、お祭りなどの地域行事や次世代へと継承されてきた伝統芸能などには、幅広い年代の方々が参加しており、こうした地域の行事や伝統芸能などを通じて世代間交流を図り、地域のつながりを深めていくことが求められています。

【主な地域課題】

◆世代間交流の機会が少ない

- ・高齢者同士のつながりは感じるが、若い世代との交流が少ない
- ・県外就職の増加や核家族化、人口の減少などで、以前に比べて世代間の交流が少なくなっている
- ・各団体は個々の活動で手一杯であり、世代間等の交流は年1回のお祭りぐらいである
- ・交流を図ろうとしても若い世代の参画が少なく、交流内容を検討することも難しい
- ・子どもが少なくなっており、世代間交流だけでなく子どもが集まる機会自体が減ってきている
- ・子どもたちは受験勉強や習い事、部活動などで忙しく、交流の機会を設けることが難しい
- ・スクールバスや家族の送迎などにより、登下校時の声かけや見守りなどの機会が減っている



■ 施策の方向性

■ ① 地域行事や伝統芸能等を通じた世代間交流の推進 ■

世代を超えた交流により地域間のつながりをより深めていくため、多くの住民が集う地域行事や次世代へと継承されてきた伝統芸能など、地域に根差した活動を通じた世代間交流の取り組みを推進します。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・ 地域行事や伝統芸能等へ関心を持ち、積極的に参画・参加します ・ 隣近所などへ声をかけながら、みんなで交流を深めます
地 域	・ 声かけなど様々な方法により広く周知し、みんなで誘いあいます ・ 世代を超えてみんなが参加しやすく、魅力ある地域行事を行います
事業者等	・ 地域行事などへ積極的に参画・参加し、地域と交流を深めます ・ 地域行事の開催場所や伝統芸能を披露できる機会等を提供します
社会福祉協議会	・ 関係機関・団体と協力し、みんなが参加しやすい世代間交流を推進します ・ 各種事業の中で伝統芸能を披露する機会を提供します
行 政	・ 関係機関・団体と協力し、みんなが参加しやすい世代間交流を推進します ・ 地域行事や伝統芸能等に関心を持ってもらうため、広報活動に努めます ・ 各種事業の中で伝統芸能を披露する機会を提供します ・ 子どもたちが地域行事や伝統芸能等に参加しやすい環境づくりに努めます

■ ② 地域と学校等が一体となった交流活動の推進 ■

次代の地域を担う子どもたちの健全育成を図るために、保育所や幼稚園、各学校と地域が理解しあい、子どもたちと住民が交流を深める取り組みを推進します。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・ 学校等が行う交流活動や行事へ積極的に参画・参加します ・ 登下校時等に積極的にあいさつし交流を深めます
地 域	・ 学校等と協力して、交流活動や行事を行います
事業者等	・ 地域と学校等が行う交流活動や行事に協力します ・ 高齢者福祉施設等で子どもたちと交流できる機会を提供します
社会福祉協議会	・ 地域と学校等が行う交流活動や行事に協力します ・ 子どもたちと住民の交流が図られるよう、福祉教育活動の推進に努めます ・ 各種事業の中で子どもたちと住民との交流活動に取り組みます ・ ボランティア活動等を通じて、子どもたちと地域との交流の機会をつくります
行 政	・ 地域と学校等が行う交流活動や行事に協力します ・ 地域の交流活動等に関心を持ってもらうため、広報活動に努めます ・ 子どもたちが地域の交流活動等に参加しやすい環境づくりに努めます

基本方針

2-2 地域活動の推進

■現状と課題

生活圏域や交友関係の広がりなどにより、地域と接する機会や関心を持つ機会が少なくなり、隣近所で支えあいながら生活する意識が徐々に薄くなってきています。

特に地域になじめず孤立している世帯や転居者等は、地域活動への参加を拒む場合があります。地域のつながりが希薄化し、近所同士のトラブルにつながるケースもあります。また、地域の情報が行き届かないことや、様々な活動や行事を行っても毎回同じ顔ぶれになるなど、地域活動が徐々に停滞している傾向にあります。

このような状況から、緊急時や心配ごと、困りごとに対応するため、住民同士の支えあい、助けあいの意識を高めていくことが必要です。

【主な地域課題】

- ◆地域の希薄化により地域活動が停滞している
 - ・地域に関心を持つことが少なくなっている
 - ・自治会が組織されていない地域が増えるなど、住民のつながりが希薄化している
 - ・近所づきあいに煩わしさを感じ、声かけや訪問を受け入れない、地域の行事に参加しないなどの世帯がある
- ◆地域活動への関心が低下している
 - ・必要に迫られなければ、地域活動等へ参加しない人が多い
 - ・地域の会合や行事・イベントに参加する人は、毎回同じ顔ぶれとなっている
 - ・勤務等で時間の拘束が長くなったり、自分の生活の維持が精一杯で、地域活動に目を向けることができない
 - ・転居者の場合は、土地勘がなく地域活動に参加することが難しい
- ◆地域の情報が住民に伝わりにくい
 - ・地域活動や行事等について、声かけやチラシ、回覧板等で参加呼びかけしているが伝わりにくい
 - ・仕事や学校等で、日中自宅にいない人ほど情報が届きにくい
 - ・アパート等に住んでいる方や転居者の情報がほとんどわからない



■ 施策の方向性

■ ① 魅力ある地域活動の推進 ■

地域の活性化と住民同士のつながりを深めるため、自治会・町内会や関係機関・団体が協働しながら、みんなが参加したいと思える魅力ある活動を推進します。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・ 隣近所に声をかけながら、地域活動に積極的に参画・参加します ・ 自分にできることを考え行動します
地 域	・ 自治会・町内会や関係機関・団体が協働し、みんなが参加できる活動を行います ・ みんなが参加しやすいよう地域の交流を深めます
事業者等	・ 地域の一員として地域活動へ参画・参加します ・ 地域活動状況等の情報発信に努めます
社会福祉協議会	・ 周知への協力や助言を行うなど、みんなが参加しやすい環境づくりを推進します ・ 地域と関係機関・団体との調整を行います
行 政	・ 地域づくり協議会の活動を推進します ・ 地域の活性化を図るため地域活動に協力します ・ 他地域の活動情報を提供します

■ ② いつでも誰でも参加できる地域づくり ■

孤立する世帯を出さないために、普段から住民同士の交流を深めて、地域の誰もがいつでも活動や行事などに参加できるよう、各種情報の周知、声かけや誘いあいの取り組みを推進します。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・ 隣近所に声をかけ、みんなで活動や行事に参加します ・ 地域に関心を持ち、みんなが参加できる活動や行事を積極的に提案します
地 域	・ みんながいつでも参加できる活動や行事を行ないます ・ 活動や行事の情報が行き届くよう、情報発信に努めます
事業者等	・ 地域活動や行事等の広報活動に協力します
社会福祉協議会	・ 小地域ネットワーク活動による見守りや支えあいなどにより、孤立世帯のない地域づくりを推進します ・ いきいきサロン等を通じて、みんなが参加しやすい交流の場づくりを推進します ・ 地域活動や行事等の広報活動に協力します
行 政	・ 地域づくり協議会を通じて、みんなが参加しやすい環境づくりを推進します ・ 地域の見守りや支えあい活動に参画し、孤立世帯のない地域づくりを推進します ・ みんなが利用しやすい場所づくりなどの環境整備に努めます ・ 地域活動や行事などの広報活動に協力します

基本方針

2-3 社会参加の推進

■現状と課題

生活圏域が広がっていく一方で、バス路線の廃止など交通手段が少なくなってきたおり、外出に苦慮されている方が多くなっています。

また、高齢者や障がい者に対する地域の理解がまだ十分とは言えず、地域活動や行事などに参加したくても、会場までの移動が困難、バリアフリー化が進んでいないなどの理由により参加できない方も多い状況です。

こうした社会参加や外出の機会の減少を踏まえ、生活の維持や健康づくりのためにも、みんなで理解しあい、社会参加できる機会の実現が求められています。

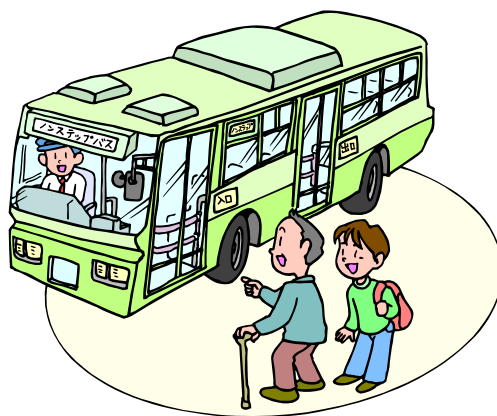
【主な地域課題】

◆社会参加や外出の機会が少ない

- ・交通手段が乏しく、付き添う人もいないため外出の機会が少ない高齢者や障がい者がいる
- ・理解不足や配慮不足により、地域の行事等に参加しにくい高齢者や障がい者もいる
- ・地域になじめず孤立している世帯は、活動や行事等に自ら参加することはほとんどない

◆障がい者などに関する情報が少ない

- ・障がい者が参加しやすいよう配慮しようとしても、障がいに関する知識が乏しく難しい
- ・障がい者に参加呼びかけたいが、どこにいるのかわからない



■ 施策の方向性

■ ① 社会参加しやすい環境づくりの推進 ■

生活の維持や健康づくりのために、地域に住む誰もが地域活動や行事等に参加しやすい、また外出しやすい地域環境の整備を進めます。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・ みんなに声を掛けながら、地域活動や行事等へ積極的に参加します ・ 困りごと・心配ごとを専門機関や地域等へ相談し、自分のできる範囲で解決に努めます
地 域	・ 地域で交流を深めながら、みんなが参加しやすい環境づくりをつくります ・ みんなで話しあえる環境をつくり、困りごと・心配ごとの解決や支援に努めます
事業者等	・ みんなが参加しやすい環境の整備に努めます ・ 地域活動や行事等を行う場の提供に努めます
社会福祉協議会	・ 小地域ネットワーク活動等を推進し、困りごと・心配ごとの解決や支援に努めます ・ 地域や関係機関・団体と協働し、高齢者や障がい者等の外出支援に努めます ・ 閉じこもりがちの方が社会参加できるよう支援します ・ 高齢者や障がい者等への地域活動や行事の周知に努めます
行 政	・ 高齢者や障がい者等に配慮した交通環境の整備に努めます ・ 地域や関係機関・団体と協働し、高齢者や障がい者等の外出支援に努めます ・ 高齢者や障がい者等への地域活動や行事の周知に努めます ・ 困りごと・心配ごとの解決や支援に努めます



基本方針

2－4 自治会・町内会活動の充実

■現状と課題

少子化や人口減少、高齢化により、自治会・町内会を維持することが難しい状況にあります。特に担い手不足は深刻な問題となっており、特定の人に役員等の負担が集中する傾向にあります。

また、地域で孤立している世帯や転居者等を中心に、自治会・町内会への未加入者が多く、地域の一体感が薄れ、支えあいや助けあいができない地域もあります。

そのため、地域の担い手を育成し、自治会・町内会活動の充実を図る必要があります。

【主な地域課題】

◆活動が停滞している地域が多い

- ・少子高齢化等の影響により活動が停滞しており、住民の諦めも見られる
- ・地域には複数の団体やグループがあるが、お互いが連携、協力が十分でない
- ・活動の停滞により住民同士のつながりが希薄になり、緊急時の対応に不安がある

◆活動への関心が薄い

- ・活動や行事等を行なっても参加者がいつも同じ顔ぶれである
- ・自治会・町内会に加入しない世帯が多くなっている

◆地域の担い手、後継者が不足している

- ・役員等のなり手がいないため、様々な役割が特定の人に集中している
- ・若い世代は地域への関心が薄く、世代交代がうまくいっていない
- ・活動や行事等を行うにしても、そのリーダーのなり手がいないため、なかなか実施できない



■ 施策の方向性

■ ① 地域の特色を活かした活動の推進 ■

地域の活性化を図るため、様々な関係機関・団体と協働し、地域の特色を活かした自治会・町内会活動を推進します。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・ 地域に関心を持ち、活動へ積極的に参画・参加します ・ 活動を通してみんなと交流を深めます
地 域	・ 関係機関・団体と協働し、地域の活性化に努めます ・ 活動等を地域内外へ積極的に情報発信します
事業者等	・ 自治会・町内会からの呼びかけや要請等に協力します
社会福祉協議会	・ 自治会・町内会からの呼びかけや要請等に協力します ・ 自治会・町内会が行う交流活動を支援します ・ 自治会・町内会と関係機関・団体間の調整を行いながら、地域の活性化に努めます
行 政	・ 自治会・町内会からの呼びかけや要請等に協力します ・ 活動の活性化に努めます ・ 自治会・町内会と関係機関・団体間の調整を行いながら、地域の活性化に努めます ・ 地域づくり協議会の活動を通して、活動の充実に努めます

■ ② 地域の担い手の育成 ■

特定の人に過度の負担がかからないよう、また将来を見据え自治会・町内会活動を担う人材の育成を図ります。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・ 地域に関心を持ち、自治会・町内会の運営に積極的に参画します
地 域	・ 特定の人だけに負担がかからないよう、また将来を見据えた役割分担や人材の育成に努めます ・ 幅広い世代が活動に参加できるよう、呼びかけや運営に努めます
事業者等	・ 地域の一員として自治会・町内会活動へ協力します
社会福祉協議会	・ 各種事業を通じて、活動を担う人材の発掘に協力します ・ 幅広い世代が活動に参加できるよう、呼びかけや運営に協力します
行 政	・ 活動を担う人材の育成に協力します ・ 幅広い世代が活動に参加できるよう、呼びかけや運営に協力します

基本方針

2-5 災害に備えた地域づくりの推進

■現状と課題

住民同士のつながりが希薄化し、普段の支えあいや助けあいも薄れてきている中で、災害時の円滑な避難支援や安否確認等に不安が生じています。そのため、自治会・町内会を中心に関係機関・団体と協働し、住民の支えあい、助けあいの意識や防災意識を高めていく必要があります。

また、横手市は豪雪地帯であり、除雪を行う人材の不足や除雪環境が整備されていない地域もあるなど、市民の負担が大きい状況にあります。除雪に関する相談が年々多くなっているほか、除排雪をめぐるトラブルも発生しており、雪国ならではの対応が求められています。

【主な地域課題】

◆災害時の対応に不安がある

- ・普段から地域内のコミュニケーションが取れていないのに、災害時に突然その家に行って対応することは難しい
- ・災害時の自治会・町内会や関係機関・団体による連携、協力体制が整っていない
- ・災害時に避難が困難な世帯へ誰が支援しにいくのか明確ではない

◆冬場の除雪が負担となっている

- ・除雪に苦慮している高齢者世帯が多い
- ・人材不足等により、除雪が困難な世帯への支援が難しい
- ・流雪溝や雪捨て場等が整備されていないため、除排雪の負担が大きい
- ・除排雪について近所トラブルがある



■ 施策の方向性

■ ① みんなで支えあう災害に備えた地域づくりの推進 ■

自治会・町内会や関係機関・団体が協働し、日頃から地域の支えあいや防災訓練等の災害に備えた活動を推進します。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・ 防災訓練や話し合い等へ積極的に参加し、地域の危険箇所や避難場所の情報を把握します ・ 隣近所の声かけや見守りを行い、災害時の円滑な避難支援や安否確認等に努めます
地 域	・ 関係機関・団体と協働し、防災意識の向上を目的とした防災訓練や話しあい等を行います ・ 関係機関・団体と協働し、災害時に避難が困難な世帯の把握に努め、避難を支援します
事業者等	・ 災害時の避難場所や物資の提供等に協力します ・ 災害等の緊急時に社員・職員等がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます
社会福祉協議会	・ 関係機関・団体と協働し、災害時に避難が困難な方の把握に努めます ・ 小地域ネットワーク活動等により、孤立世帯のない地域づくりを推進し、災害時の円滑な避難支援に努めます ・ 各種事業を通じて、地域の防災意識の向上に努めます ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営体制を整備します
行 政	・ 関係機関・団体と協働し、災害時に避難が困難な方の把握に努めます ・ 地域の見守りや支えあい活動に参画し、孤立のない地域づくりを推進し、災害時の円滑な避難支援に努めます ・ 市地域防災計画に基づき、「避難行動要支援者支援計画」を作成し、避難が難しい方の避難を支援します ・ 市総合防災訓練により、市民の防災意識の向上と避難体制づくりに努めます

■② 地域で助けあう除雪活動の推進 ■

除雪ボランティア等の協力を得ながら、地域みんなで助けあう除雪活動を推進します。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・ 隣近所やボランティア等と協力しあいながら、除雪活動を行います
地 域	・ 住民の支えあい、助けあいを進め、除雪が困難な世帯を支援します ・ 除雪の負担が少なくなるよう地域で話しあい、必要に応じて関係機関に協力を求めます
事業者等	・ 地域貢献活動として地域の除雪活動に参加します ・ 除雪が困難な世帯の情報を関係機関に提供します
社会福祉協議会	・ 除雪ボランティア活動の推進に努めます ・ 除雪に関する相談に対応します ・ 除雪が困難な世帯の把握に努めます ・ 共助組織の活動に協力します
行 政	・ 除雪機・用具の貸し出しや雪捨て場の確保など、地域の除雪活動への協力と除雪をしやすい環境づくりに努めます ・ 除雪に関する相談に対応します ・ 除雪が困難な世帯の把握に努めます ・ 共助組織の活動に協力します



基本目標

3 みんなが集いともに支えあう地域のきずなをつくろう

基本方針

3-1 地域福祉活動の推進と支援

■ 現状と課題

福祉活動は拠点づくりなどを通じて、自治会・町内会やボランティア団体、NPO等の育成支援を図りながら住民と関係機関・団体が協働で取り組んでいます。

地域の福祉活動は、市民一人ひとりの役割に加えて、福祉活動を推進する関係団体の役割が重要であり、その活動への支援のほか各団体間の情報共有や活動の調整等が必要であり、こうしたインフォーマルな地域資源(市民、地域、事業者・社協等)とフォーマルな地域資源(行政等)とが連携した福祉活動の推進が求められています。

【主な地域課題】

- ◆ 地域住民のつながりが低下している
 - ・ 地域の住民同士の交流が少ない
 - ・ 地域の伝承行事や季節行事などの運営が難しくなっている
 - ・ 集合(賃貸)住宅等との関わりが少ない
- ◆ 生活課題を抱える方が潜在化している
 - ・ 不登校やひきこもり等の存在を知らない
 - ・ 介護負担や認知症への理解が低い
 - ・ 個人(世帯)の問題に第三者が関わりにくい

■ 施策の方向性

■ ① 地域福祉活動の推進と支援 ■

地域福祉の向上のため、市民一人ひとりの理解と関係機関・団体が協働し、福祉活動の活性化と充実を進めます。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・ 地域の一員として、福祉活動に関心を持ち、積極的に参加します
地 域	・ 関係機関・団体と協働し、地域の状況や福祉課題の情報を共有し、適切に繋がります
事業者等	・ 社員・職員が福祉活動に参加しやすい環境づくりを推進します ・ 自治会・町内会等と協働して福祉活動に努めます
社会福祉協議会	・ 関係機関・団体と連携し、地域の状況や福祉課題の情報の把握によりネットワーク化を推進します
行 政	・ 関係機関・団体と連携し、地域の状況や福祉課題の情報の把握によりネットワーク化の支援と活性化を推進します

基本方針

3－2 適切な福祉サービスの提供と充実

■現状と課題

地域福祉の推進のために様々な福祉サービスが進められていますが、必要な人へ正確に情報が伝わりにくい、利用しにくい状況があります。またさまざまな福祉課題を抱える方(世帯)であっても、制度の狭間にあり、公的なサービスだけでは対応できないこともあります。

市民一人ひとりが福祉サービスの正確な情報を得て、必要な方が適切に利用できるよう情報を共有すると共に、関係機関・団体の福祉活動への理解や協力により、新たな福祉サービスの充実が求められています。

【主な地域課題】

- ◆福祉サービスの情報がわかりにくい、伝わらない
 - ・制度や施策がわかりにくい
 - ・変更や改正が多く、正確に伝わらない
 - ・情報の入手方法がわからない
 - ・必要な方へ正確に伝える方がいない
 - ・同じようなサービスが様々な機関で行われている

- ◆福祉サービスを利用するための方法がわからない
 - ・生活（福祉）課題に対応するサービスがあるのかわからない
 - ・様々なサービスの窓口が多く、利用する方法がわからない
 - ・公的サービスでは対象にならない場合もある
 - ・認知症等により判断力が低下し、利用方法がわからない

- ◆生活課題を抱える方が潜在化している
 - ・他者に迷惑をかけたくない思いから、サービスを利用しない
 - ・不登校やひきこもり等の存在を知らない
 - ・介護負担や障がい・認知症等への理解が低い
 - ・個人(世帯)の問題に第三者が関わりにくい

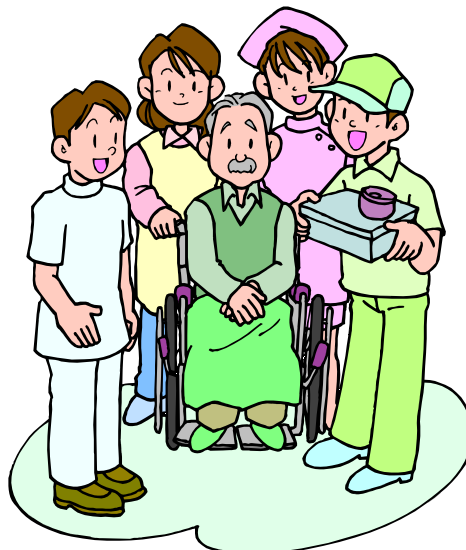
■ 施策の方向性

■ ① 適切な福祉サービスの提供と充実 ■

誰もが安心して安全な生活ができるように、市民一人ひとりが福祉サービスの情報を正確に捉えて、住民同士が情報を共有できるよう、福祉サービスが必要な方へ適切に提供します。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	- 福祉活動や福祉サービスに関心を持ち、必要な情報を共有します - 福祉サービスを必要とする方がいるときは、民生児童委員や福祉協力員等に繋がります
地 域	福祉サービスを必要とする方の情報を共有し、適切に関係機関・団体に繋がります
事業者等	関係機関・団体と協働し、事業の特色を活かした福祉サービスの情報提供や開発に努めます
社会福祉協議会	- 広報紙やホームページ等により、福祉サービスが必要な方へ情報を届けます - 関係機関・団体と連携し、地域の福祉課題や要援護者等の情報を把握して、適切な福祉サービスに繋がります
行 政	- 福祉サービスの情報をわかりやすく、迅速に届け、必要とする方が適切に利用できるようにします - 関係機関・団体と連携し、地域の福祉課題や要援護者等の情報を把握して、適切な福祉サービスを提供します



基本方針

3-3 ネットワーク体制による連携強化

■ 現状と課題

地域福祉の向上を図るために、行政や社会福祉協議会をはじめ、地域づくり協議会や自治会・町内会などの住民組織、事業者等が活動していますが、情報共有やそれぞれの活動内容に対する理解が不足するなど、連携が十分とはいえない状況です。

同じような活動を行う関係機関・団体の情報共有と連携を強化し、地域特性に対応したネットワーク体制の構築が必要です。

【主な地域課題】

- ◆地域の福祉関係者がわからない
 - ・民生児童委員や福祉協力員等を知らない
 - ・住民同士の交流が少ない
 - ・どのような活動をしているのか知らない
 - ・民生児童委員だけに頼る部分が多く、負担が大きい
- ◆地域の福祉活動や情報がわかりにくい
 - ・町内会自治会の活動や行事に参加者が少ない
 - ・地域の福祉活動団体間での情報共有や連携が進んでいない
 - ・個人情報保護やプライバシーの観点で情報が取りにくい
 - ・同じような活動を行う機関や団体が多い

■ 施策の方向性

■ ① ネットワーク体制による連携強化 ■

市民一人ひとりが地域の福祉関係者や関係機関・団体によるネットワーク体制を構築し、連携を強化します。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・地域の一員として、福祉活動に関心を持ち、積極的に参加します ・地域の民生児童委員や福祉協力員等を把握します ・支援を必要とする方がいるときは、民生児童委員や福祉協力員等に繋がります
地 域	・市民に福祉活動への理解や協力を得られるよう努めます ・関係機関・団体と連携を強化し、福祉活動に努めます ・支援を必要とする方の情報を適切に関係機関・団体に繋がります
事業者等	・社員・職員の福祉活動への参加を推進します ・関係機関・団体と連携を強化し、事業の特性を活かした福祉活動に努めます
社会福祉協議会	・関係機関・団体と協働し、小地域ネットワーク活動を推進します ・関係機関・団体と連携を強化し、包括的なネットワーク体制の構築を推進します
行 政	・関係機関・団体と連携を強化し、包括的なネットワーク体制および地域包括ケアシステムを推進します

基本方針

3-4

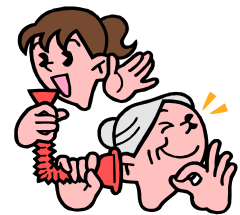
緊急時にも対応できる支援体制の構築

■ 現状と課題

一人暮らしや高齢者世帯の増加により、緊急時に支援を必要とする方々が増えていきます。こうした状況を認識し、市民一人ひとりが地域の福祉活動に参加することにより、支えあい体制づくりを進めると共に、行政や社会福祉協議会は見守り活動等の推進で要援護者等にとって安全な生活と、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。

【主な地域課題】

- ◆地域の要援護者等を知らない
 - ・地域住民同士の交流が少ない
 - ・個人情報保護やプライバシーの観点から、情報が取れない
 - ・個人(世帯)の問題に第三者が関わりにくい
- ◆地域の福祉活動がわかりにくい
 - ・町内会自治会の活動や行事に参加者が少ない
 - ・団体間の情報共有や連携が進んでいない
- ◆緊急時の支援体制が整っていない
 - ・住民によって認識に温度差がある
 - ・町内会自治会での支援体制が整備されていない
 - ・行政と社会福祉協議会の役割分担が明確でない



■ 施策の方向性

■ ① 緊急時にも対応できる支援体制の構築 ■

緊急時に支援が必要な方々を支えるため、市民一人ひとりが近隣の要援護者等を理解して日頃からの見守り活動を進めると共に、行政や社会福祉協議会は地域の福祉活動団体や企業等と連携を強化して支援体制の構築を進めます。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・地域の一員として福祉活動に関心を持ち、積極的に参加します ・近隣で支援を必要とする方を把握して、日頃から見守りや支えあい活動に協力します
地 域	・支援を必要とする方を把握して、緊急時の支援体制を構築します ・地域の見守りや支えあい活動を進めます
事業者等	・地域の見守りや支えあい活動に協力します
社会福祉協議会	・関係機関・団体と連携し、日頃からの見守りや支えあい活動を推進します ・ふれあい安心電話等により緊急時の通報や生活相談に対応します
行 政	・関係機関・団体と連携し、日頃からの見守りや支えあい活動を支援します ・ふれあい安心電話等により緊急時の通報や生活相談に対応します

基本目標

4 みんなが暮らしやすいやさしいまちをつくろう

基本方針

4-1

地域のニーズに対応した福祉サービスの充実

■現状と課題

介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などに盛り込まれている各保健福祉サービスの着実な実行に取り組んでいます。また、健康の駅や各種の生活支援事業など、市独自の福祉サービスについても、その充実を図ることで、地域で生活できる環境づくりに取り組んでいます。

多様化しているニーズを関係機関・団体と協働で把握し、新たなサービスをつくることが求められています。

【主な地域課題】

◆支援に対するニーズが多様多様、多岐にわたっている

- ・単身高齢者の増加と高齢化により、自立した日常生活には限界がある
- ・在宅の認知症高齢者が増加しているなか、徘徊や事故への不安がある
- ・企業や大型店等が行っている高齢者等への宅配サービス、巡回バス等のサービスについて行政との連携がない
- ・会議等の場で手話通訳の配置や視覚障がい者への拡大資料の配布等が十分でない
- ・不登校になっている生徒の卒業後の居場所がない
- ・引きこもり等対象者の状態に応じた細かく段階をおった支援体制が整っていない



■ 施策の方向性

■ ①福祉サービスの充実 ■

多様化しているニーズの把握に努めると共に、限りある財源のなかで調整を図りながら、行政のみならず、関係機関・団体と協働で、必要なサービスを適切に提供できるしくみづくりを進めます。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・悩みごとを抱え込まず、関係機関・団体に相談します ・気軽に相談できる相手を見つけておきます ・福祉サービスの把握に努めると共に、サービスは自分の意思で選択し利用します
地 域	・福祉サービスの把握と、サービスが必要な世帯への情報提供・周知に努めます ・公的サービスだけに頼らず、ニーズに応じた支えあい活動のしくみづくりに努めます ・支援が必要な世帯を地域ぐるみで見守り、適切に関係機関・団体へつなぐしくみづくりに努めます
事業者等	・地域の一員として、関係機関・団体と協働し、ニーズにあった福祉サービスの開発と提供のしくみをつくります
社会福祉協議会	・誰もが気軽に相談できる場所や積極的な訪問対応等のコミュニティソーシャルワークを実践します ・地域の見守りや集いの場を活用した福祉ニーズの把握に取り組みます ・権利擁護支援制度の周知や利用の促進を図ります ・関係機関・団体と協働した住民主体による福祉の仕組みや組織づくりを進めます
行 政	・福祉サービス提供者の能力向上のための研修など、サービスの向上を目指します ・福祉サービスを利用しやすい環境整備を行うと共に、地域の実態を把握し、ニーズにあったサービス提供を進めます

基本方針

4-2

福祉サービスの広報活動と相談体制の充実

■ 現状と課題

地域で受けられる福祉サービスについての情報の周知徹底を図り、サービスを必要としている人へ情報が行き届くしくみづくりに取り組んでいます。また、さまざまな悩みを抱える人たちに対応するために、各種の相談事業の充実を図ると共に、必要な相談が1か所ですむワンストップ窓口サービスを推進しています。

福祉サービスをどんなに充実させたとしても、必要としている人たちに伝わっていないければ意味を成しません。サービスを使いたいけれどもしくみがわかりにくいという声もあります。更なる広報活動の強化と、相談体制の充実が求められています。

【主な地域課題】

- ◆「福祉」がよくわからない
 - ・制度や施策がわかりにくい
 - ・どんなサービスが必要なのか、はっきりとはわからない。どれが福祉サービスなのかははっきりしない
 - ・福祉は身近、手軽な存在や活動ではない。一般的な方は関わりがない
- ◆必要な情報が伝わっていない
 - ・変更や改正が多く、正確に伝わらない
 - ・情報の入手方法がわからない・配布されるチラシの数が多すぎる
 - ・インターネットの環境がない家庭も多数ある。高齢者は利用しにくい
 - ・ボランティア団体等の情報がわからない
- ◆相談の窓口がわからない
 - ・困りごとや問題が多種多様、多岐にわたっているため、どこに相談したらいいのかわからない
 - ・潜在化する就労世代の引きこもりや日常生活困難者、適応障がいのある人などの相談対応や支援の窓口がわからない

■ 施策の方向性

■ ① 広報活動の充実 ■

わかりやすい情報の提供を図ると共に、社会福祉協議会等社会福祉法人、各ボランティア団体・NPO等の活動紹介や、地域包括支援センター、児童センター等で福祉サービスの広報充実を推進していきます。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	- 行政や関係機関・団体の広報誌やホームページ等から積極的に情報を得ます - 自治会・町内会、交流サロンやサークル活動等に参加し、福祉サービスに関する情報を得ます - 自ら得た情報を家族と共有します
地 域	- 交流の機会を活用して、福祉サービスや相談場所の確認など情報を交換します - 困りごとや心配ごとを抱えている人に必要な情報を提供します
事業者等	- 会報等を活用し、自らの活動を積極的にアピールします - 関係機関・団体の提供する関連するサービスについて紹介できるよう努めます
社会福祉協議会	- ボランティアや関係機関・団体の情報を把握し、社協だよりやホームページ等を活用し、わかりやすく情報を提供します - 自らが行う福祉サービスのほか、関係機関・団体の提供する関連するサービスについても紹介できるよう努めます
行 政	- みんなに行き届く、わかりやすい広報活動を進めます - 地域活動を通じて、地域に根ざした広報活動を進めます - 人が多く集まる場所へのチラシの掲示やイベントの活用など、効果に情報を提供します - 福祉サービスは多岐にわたることから、相談窓口の周知を積極的に行います - 福祉サービスに関するわかりやすいガイドブックを発行します - 市報よこてや市ホームページ等で公的福祉サービスのほか、関係機関・団体の提供する関連するサービスを紹介します

■ ② 相談体制の充実 ■

住み慣れた地域で暮らしていける環境づくりのため、相談を受ける者の対応能力の向上を図り相談体制を整備します。また、困りごとや心配ごとの発見にも努め、相談機関につなげるしくみづくりを推進していきます。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・どこで相談できるのか、家族や友人・知人との情報交換や市報よこて、市ホームページ等から情報を得ます ・自分の力や家族・隣近所の協力を得ても解決できないことは、関係機関・団体へ相談します ・民生児童委員や福祉協力員等と日頃から交流し、相談しやすい関係づくりに努めます ・困りごとや心配ごとを抱えている人に気づき、相談機関につなげます
地 域	・自治会・町内会や地域づくり協議会等の集まりの場で、福祉について話しあう時間をつくれます ・民生児童委員や福祉協力員等と協力し、地域の中で困りごとや心配ごとを相談・解決できるしくみづくりに努めます ・地域の見守りにより、困りごとや心配ごとを抱えている人に気づき、相談機関につなげます
事業者等	・日頃から福祉について話しあう時間をつくれます ・関わる人の変化に気づき、相談機関につなげます
社会福祉協議会	・相談窓口や訪問相談の体制を充実させ、誰もが気軽に相談できるしくみづくりを進めます ・職員の相談対応能力の向上を図りながら、関係機関・団体との連携と協働を進めます
行 政	・職員の相談対応能力の向上を図りながら、関係機関・団体と連携し、困りごとや心配ごとに対応できる充実した相談支援の体制をつくれます ・相談しやすい環境整備を進めます

基本方針

4-3 バリアフリーの推進

■ 現状と課題

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に準じて、公共施設のバリアフリー化を進めると共に、交通機関や民間建築物などのバリアフリーへの啓蒙に努めています。しかし、段差や狭い道、迷惑駐車など、高齢者、障がい者、子ども連れの人には、危険な箇所もあります。そのため、すべての人々が使いやすい歩行空間や移動環境の確保が求められています。

【主な地域課題】

◆バリアフリーの推進

- ・道路に段差があったり、歩道が確保されていないため移動が困難である
- ・迷惑駐車で道路がふさがれている

■ 施策の方向性

■ ① バリアフリーの推進 ■

横手市総合計画、障がい者計画・障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画など、市の計画を着実に実施し、住みやすい福祉のまちづくりを推進していきます。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・通行の妨げとなる迷惑駐車・駐輪をしないように心がけます ・道路の段差などバリアフリーニーズを把握し、改善できるよう関係機関に働きかけます
地 域	・迷惑駐車・駐輪などの危険となる行為の改善に努めます ・道路の段差などバリアフリーニーズを把握し、改善できるよう関係機関に働きかけます
事業者等	・事業所内のバリアフリーニーズを把握し、自らも改善に努めます ・道路の段差などバリアフリーニーズを把握し、改善できるよう積極的に関係機関に働きかけます
社会福祉協議会	・事業所内のバリアフリーニーズを把握し、自らも改善に努めます ・道路の段差などバリアフリーニーズを把握し、改善できるよう積極的に関係機関に働きかけます
行 政	・地域の実情を把握し、すべての人が安心して、安全に暮らせる環境づくりを進めます

基本方針

4－4

計画推進体制の整備

■ 現状

高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を要する人への個別計画の着実な推進を図ると共に、地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定を通じて、福祉のまちづくりに取り組んでいます。

■ 施策の方向性

■ ① 地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進 ■

本計画は、市民、地域、事業者等、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を分担して協働することによって推進していきます。

【具体的な役割】

区 分	取り組み内容
市 民	・健康で暮らしやすい地域、ここに住みたいと思えるまちにするために、自分たちの住む地域に関心を持ち、他に頼るだけでなく、その地域のためにできることは何かを考え、実行します
地 域	・健康で暮らしやすい地域、ここに住みたいと思えるまちにするために、自分たちの目的に応じた活動だけでなく、その地域のためにできることは何かを考え、実行します。また、必要に応じて関係機関への提案します
事業者等	・健康で暮らしやすい地域、ここに住みたいと思えるまちにするために、自分たちの目的に応じた活動だけでなく、その地域のためにできることは何かを考え、実行します。また、必要に応じて関係機関への提案します
社会福祉協議会	・健康で暮らしやすい地域、ここに住みたいと思えるまちにするために、地域福祉活動計画による取組内容の進捗状況を評価しながら地域福祉事業を進めます
行 政	・健康で暮らしやすい地域、ここに住みたいと思えるまちにするために、地域に関わるすべての人が参加する、地域福祉計画の推進体制の整備を進めます

Ⅱ 計画の重点施策

1 生活困窮者の自立と相談支援体制等の整備

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されます。

この制度は、社会経済の構造的な変化に対応し、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するものです。

これまでは、安定的な雇用を土台とした「第1のセーフティネット」が機能し、また最終的には、「第3のセーフティネット」である生活保護制度が包括的な安心を提供してきました。しかし雇用状況の変化の中、これらの仕組みだけではもはや生活を支えられなくなってきました。このため、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「第2のセーフティネット」を構築するものです。

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を一体的に運用していくことで、生活困窮者の方々が一人でも多く、早期の生活自立につながる効果が生まれるものと期待しています。

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者を支援するためには、さまざまな支援メニューを用意し、新しいネットワークを構築することが必要となります。そのためには、包括的で分野横断的な取組が不可欠です。

また、生活困窮者の多くは、学校、職場、近隣といった人間関係の中でさまざまな困難を抱えています。こうした生活困窮者が次の一步を踏み出すためには、一人ひとりが社会とのつながりを強め、周囲から承認されているという実感を得ることが必要です。

このような支援体制を構築することは、容易ではないかもしれませんが、しかし、これは一人の生活困窮者を救済するのみならず、「地域で支えられていた人」が「支える人」に回るための必要な仕組みであり、早急に体制整備を進めていきます。

《今後の具体的な取り組み》

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

・【自立相談支援事業】

就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成などを実施

・【住居確保給付金】（有期）

離職により住宅を失った生活困窮者などに対し家賃相当を支給

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

・【就労準備支援事業】

就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施

・【一時生活支援事業】

住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供などの実施

・【家計相談支援事業】

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせんなどの実施

・【学習支援事業】

生活困窮家庭の子どもへの支援、その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

2 災害時要援護者支援体制の整備

災害発生時、または災害が発生するおそれがある時に配慮しなければならないのは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人などです。なかでも、自ら避難することが困難な方（要援護者）を円滑かつ迅速に避難させるためには、要援護者の情報を把握・管理し、支援者への情報の提供に同意された方については、必要な情報を要援護者本人と支援者が共有し、平常時からの見守り活動などによる関係づくりをすることが重要です。ただし、災害発生時には、要援護者の情報提供についての同意の可否に関わらず、要援護者の情報提供を関係機関等に提供し、安否確認などに活用します。

原則として、災害発生時は、要援護者も含めたすべての人が、自分の身は自分で守るという「自助」が前提であり、そのうえで支援者による避難支援という「共助」が行われることを認識しなければなりません。支援者自身が被災することも予想されますので、要援護者が「必ず支援者の支援を受けられること」を保証するものではなく、また、支援者の活動も「義務や責任を伴うものではないこと」を関係するすべての方が十分に理解する必要があります。

こうしたことから、市は「横手市地域防災計画」に基づき、「横手市避難行動要支援者支援計画」を策定し、市の関係部局、民生児童委員、自主防災組織、自治会、社会福祉協議会などと連携しながら、要援護者の避難支援の体制を構築していきます。

《横手市避難行動要支援者支援計画に盛り込まれるもの》

① 背景と目的

- ・ 基本的な考え方、避難支援体制

② 避難行動要支援者名簿の作成と個別支援計画

- ・ 避難行動要支援者名簿の作成
- ・ 情報提供に関する同意の確認
- ・ 名簿情報の提供
- ・ 個別支援計画の目的、作成、共有・管理、修正

③ 日頃の備え

- ・ 情報伝達の体制整備、避難支援体制の整備
- ・ 取り組みの支援

④ 災害発生時の対応

- ・ 要援護者に対する情報伝達及び安否の確認、避難支援の実施
- ・ 避難支援の実施
- ・ 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

⑤ 避難所等における要援護者の支援体制

- ・ 窓口の設置
- ・ 要援護者への支援
- ・ 福祉避難所・医療機関への移送

第5章

計画の推進体制

1 計画の推進

1-1 協働による計画の推進

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画の基本理念である「みんなが主役！ みんなでつくる 人にやさしいまち横手」を実現するためには、市民、地域、事業者等、社会福祉協議会、行政が、それぞれの役割を分担して福祉のまちづくりを進めていくことが必要です。

すべての市民が地域福祉を推進するための重要な資源であり、一人ひとりができること（自助）、隣近所、関係機関・団体などができること（共助）、公的機関の役割（公助）まで、地域にはどんな資源があるか知ることが大切です。

それぞれがその特徴や能力を活かし、自らの役割を認識して行動する協働による計画の推進を目指します。

1-2 計画の進行・管理

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画は、関連する障がい者福祉計画や高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などと連携を図り、計画の進行・管理を行っていきます。また、関連する事業などについては、それぞれの事業を実施する関係部局と連携して定期的の実態調査を実施し、計画の進捗状況や改善点を把握します。

「横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理を含む評価体制を構築します。（※設置要綱については、90ページ参照）

1-3 計画の普及・啓発

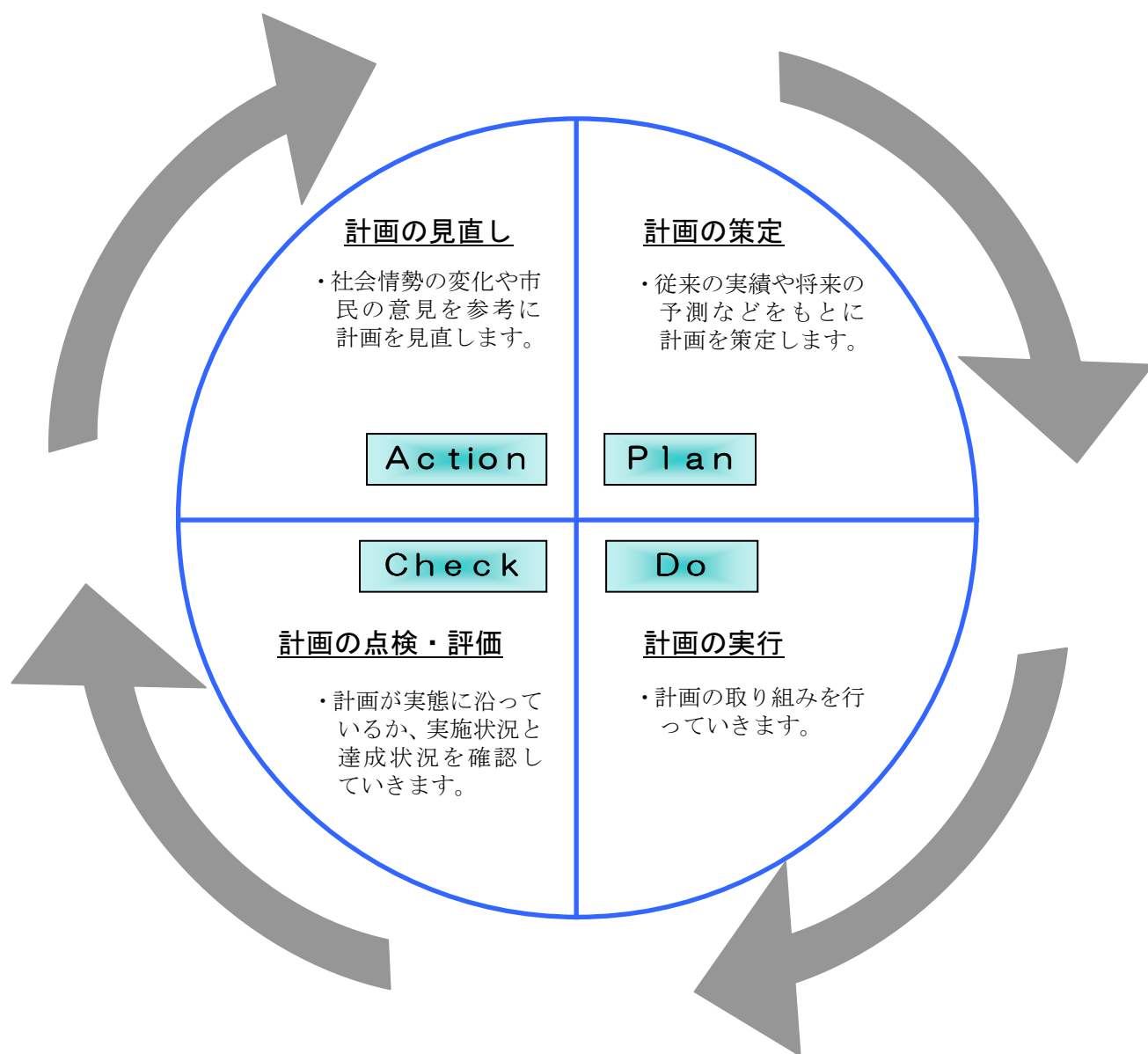
横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画については、計画書および計画書の概要版、市報よこてや社協だより、ホームページなどによる広報を行い、内容の周知を図ると共に、現在横手市で行われている地域福祉の取り組み事例などを紹介していきます。さらに、市福祉事務所や社会福祉協議会の職員による出前講座などで、この計画の概要を市民に直接説明する機会を設けます。

また、計画の策定にご協力をいただいた関係機関・団体などが活動している場を通じた普及・啓発をはじめ、自治会・町内会、民生委員・児童委員の集まりなど、様々な機会を活用してこの計画への理解と協力を求めています。

2 計画の評価

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画を実効性のあるものとして推進していくために、計画の策定・実行・点検・評価という一連のサイクル（PDCAサイクル）によって計画の達成を目指していきます。

また、この計画の期間中も、計画の実施状況や社会情勢の変化に対応し、随時計画の点検・評価を行い、計画のより有効な実施に活かしていきます。



資料編

1 計画の策定経過

開催年月日		内 容
平成 25 年	8 月 30 日	第 1 回社会福祉課・社会福祉協議会打ち合わせ 会場：浅舞公民館（平鹿生涯学習センター） 内容・計画の一体的な策定について これまでの経緯 一体的策定について 住民座談会の開催について
	11 月 15 日	第 2 回社会福祉課・社会福祉協議会打ち合わせ 会場：横手市役所 4 階 会議室 内容・策定委員について ・第 1 回策定委員会について
	12 月 17 日	第 3 回社会福祉課・社会福祉協議会打ち合わせ 会場：横手市役所 4 階 会議室 内容・設置要綱について ・今後のスケジュールについて ・予算について
平成 26 年	2 月 24 日	第 4 回社会福祉課・社会福祉協議会打ち合わせ 会場：横手市役所 4 階 会議室 内容・第 1 回策定委員会について ・今後のスケジュールについて
	3 月 3 日	第 1 回計画策定委員会 会場：横手市交流センター（Y ² ぷらざ）3 階研修室 内容・委嘱状交付 ・委員長、副委員長互選 ・合同策定に至る経緯説明 ・計画の概要と今後のスケジュールについて
	6 月 26 日	第 2 回計画策定委員会 会場：横手市役所 5 階 第 5 委員会室 内容・地域の福祉課題の把握と課題整理
	7 月 28 日	第 3 回計画策定委員会 会場：横手市役所 5 階 第 5 委員会室 内容・課題解決策の検討と計画の構想化 ・今後の作業の進め方について

開催年月日		内 容
平成 26 年	8 月 21 日	第 1 回作業部会 会場：横手市役所 5 階 第 2・第 3 委員会室 内容・計画の構成について ・部会長選出について ・展開方針項目の確認と再構築について
	10 月 15 日	第 2 回作業部会 会場：横手市役所 条里南庁舎 講堂 内容・地域福祉の役割分担の区分について ・基本方針等の表現方法について ※ 以後、各部会を随時開催
	12 月 19 日	第 4 回計画策定委員会 会場：横手市役所 5 階 第 2・第 3 委員会室 内容・基本目標と施策の方向（案）について
平成 27 年	1 月 22 日	第 5 回計画策定委員会 会場：横手市役所 5 階 第 2・第 3 委員会室 内容・計画書について（内容検討） ・推進体制について
	1 月 29 日 ～ 2 月 27 日	パブリックコメントの実施 ・市報よこてによる意見募集場所及び期間の周知 ・市報ホームページに計画案を掲載 ・各地域局及び条里南庁舎、本庁舎 1 階及び 4 階で計画案を 供覧 各地域づくり協議会へ諮問
	3 月 13 日	第 6 回計画策定委員会 会場：松與会館 2 階 末広の間 内容・計画書について（内容確認） ・答申

2 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱

（設置）

- 第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条及び第108条の規定に基づく横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、関係機関・団体及び住民等の参加を得て、地域の実情に応じた計画を策定するため、横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

- 第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。
- （1）計画の策定に関すること。
 - （2）計画の推進に関すること。
 - （3）その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

（組織）

- 第3条 策定委員会の委員は、20名以内をもって組織する。
- 2 委員は、市民、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、事業者等のうちから市長及び横手市社会福祉協議会会長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。
 - 4 策定委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長になる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
 - 3 会議は、原則として公開する。

（作業部会）

- 第5条 策定委員会の円滑な運営を図るため、計画策定に関する作業部会を置く。
- 2 作業部会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務局）

- 第6条 委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課に置く。

（委任）

- 第7条 この要綱に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附則

（実施期日）

- 1 この要綱は平成26年3月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、委員会が解散した日限り、その効力を失う。

3 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画 推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条及び第108条の規定に基づく横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の推進にあたり、関係機関・団体及び住民等の参加を得て、地域の実情に応じた計画を推進するため、横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会の委員は、15名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、事業者等のうちから市長及び横手市社会福祉協議会会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。
- 4 推進委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長になる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 会議は、原則として公開する。

(地域福祉推進部会)

第5条 推進委員会の円滑な運営を図るため、計画推進に関する地域福祉推進部会を置く。

- 2 地域福祉推進部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか推進委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附則

(実施期日)

- 1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

4 計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属（役 職）	備 考
委 員 長	藤 原 秀 夫	横手市民生児童委員協議会副会長	福 祉 関 係 者
副委員長	近 江 千 鶴 子	介護ボランティアの会会長	福 祉 関 係 者
副委員長	松 村 忠	横手市社会福祉協議会福祉協力員会	福 祉 関 係 者
委 員	内 山 純 男	横手市身体障害者福祉協会連合会会長	福 祉 関 係 者
委 員	成 田 浩	横手市老人クラブ連合会会長	福 祉 関 係 者
委 員	柴 田 孝 子	日赤奉仕団横手市地区委員長	福 祉 関 係 者
委 員	手 賀 尚 紀	横手市自立支援協議会会長	福 祉 関 係 者
委 員	山 田 直 美	横手市次世代育成地域協議会	福 祉 関 係 者
委 員	菊 地 利 徳	平鹿地域づくり協議会	地域づくり関係者
委 員	高 城 憲 子	N P O 法 人 関 係 団 体	地域づくり関係者
委 員	鈴 木 洋	横手青年会議所まちづくり委員会	地域づくり関係者
委 員	二 階 堂 衛	横手市教育委員会委員長	教 育 関 係 者
委 員	佐 藤 学	横 手 市 P T A 連 合 会	教 育 関 係 者
委 員	伊 藤 良 治	ハ ロ ー ワ ー ク 横 手	雇 用 関 係 者
委 員	安 部 禎	横 手 警 察 署 地 域 課	警 察 関 係 者
委 員	鎌 田 康 文	市 民 （ 公 募 ）	市 民 （ 公 募 ）
委 員	高 橋 智 子	市 民 （ 公 募 ）	市 民 （ 公 募 ）

5 作業部会委員名簿

所 属	課 等 名	氏 名
増 田 地 域 局	市 民 福 祉 課	川 越 健 一 郎
平 鹿 地 域 局	市 民 福 祉 課	佐 藤 大
雄 物 川 地 域 局	市 民 福 祉 課	土 田 寿 子
大 森 地 域 局	市 民 福 祉 課	佐 々 木 正 樹
十 文 字 地 域 局	市 民 福 祉 課	小 國 晶
山 内 地 域 局	市 民 福 祉 課	木 村 浩 雄
大 雄 地 域 局	市 民 福 祉 課	遠 藤 厚 子
健 康 福 祉 部	高 齢 ふ れ あ い 課	高 橋 学
健 康 福 祉 部	子 育 て 支 援 課	田 口 博 之
健 康 福 祉 部	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	細 川 博 司
健 康 福 祉 部	社 会 福 祉 課	金 田 紳 一
健 康 福 祉 部	社 会 福 祉 課	佐 藤 不 二 夫
健 康 福 祉 部	社 会 福 祉 課	小 野 儀 幸
健 康 福 祉 部	社 会 福 祉 課	佐 藤 俊
健 康 福 祉 部	社 会 福 祉 課	佐 藤 紅
健 康 福 祉 部	社 会 福 祉 課	吉 田 威 史
社 会 福 祉 協 議 会	地 域 福 祉 課	和 泉 貞 昭
社 会 福 祉 協 議 会	地 域 福 祉 課	高 橋 祐 行
社 会 福 祉 協 議 会	地 域 福 祉 課	佐 藤 司
社 会 福 祉 協 議 会	地 域 福 祉 課	大 坂 智 子
社 会 福 祉 協 議 会	地 域 福 祉 課	高 橋 栄 美 子
社 会 福 祉 協 議 会	横 手 福 祉 セ ン タ ー	佐 々 木 明 美
社 会 福 祉 協 議 会	増 田 福 祉 セ ン タ ー	高 橋 拓 也
社 会 福 祉 協 議 会	平 鹿 福 祉 セ ン タ ー	佐 藤 和 孝
社 会 福 祉 協 議 会	雄 物 川 福 祉 セ ン タ ー	福 岡 真 貴 子
社 会 福 祉 協 議 会	大 森 福 祉 セ ン タ ー	佐 藤 雅 哉
社 会 福 祉 協 議 会	十 文 字 福 祉 セ ン タ ー	齊 藤 大 樹
社 会 福 祉 協 議 会	山 内 福 祉 セ ン タ ー	川 越 晃 彦
社 会 福 祉 協 議 会	大 雄 福 祉 セ ン タ ー	山 本 保

6 用語解説

あ行

インフォーマルサービス

介護保険制度や障害者総合支援法など公的な制度に基づくサービス（フォーマルサービス）に対して、家族・友人・知人や地域の住民同士の助けあいをはじめとして、NPO などの行うサービスや各種支援、地域のボランティアなど、公的な制度によらない支援のこと。

NPO・NPO法人

社会福祉などの公益活動を行う営利を目的としない民間の組織。中でも特定非営利活動促進法に基づき都道府県等から認証を受けたものをNPO法人（特定非営利活動法人）という。

か行

関係機関・団体

福祉・教育・就労などに関わる行政機関やNPO法人等の総称。

健康の駅

横手市が設置している「健康」をテーマとした交流拠点で、子どもから高齢者まですべての市民を対象に、「子育て支援」「幼児・学童の健全育成」「働き盛り世代の生活習慣病予防」「介護予防」といったようにすべてのライフステージにおいて「健康」をテーマとした活動に取り組み、活動継続の支援までを行う。現在、横手市内には、大規模健康の駅として、東部、西部、南部トレーニングセンター、中規模健康の駅として15か所、小規模健康の駅として町内会単位49か所及び養護老人ホーム等の福祉施設9か所で実施している。

コーディネーター

さまざまな団体の機能を把握して、それぞれが特徴を活かした活動ができるように団体間の調整をする、全体のまとめ役。

コミュニティソーシャルワーク

イギリスで提案されたコミュニティ（地域）に焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域を基盤とする活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発、公的制度との関係をその他の関係機関等と連携して調整を行ったりすることを目指す。

さ行

災害ボランティアセンター

主に災害発生時にボランティア活動を効率よく推進するための組織。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉の推進を目的とした民間の社会福祉法人。市民もその会員である。

事業者等

福祉サービスを提供している行政や社会福祉法人、NPO 法人、サービス提供事業者のみならず、医療機関や一般企業等を含む横手市内で事業を営む組織の総称。

生涯学習

人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自分に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習。

小地域ネットワーク活動

小地域を単位として、要援護者一人ひとりに近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開すること。

セーフティネット

救済策を網の目のように張ることで、全体に対して安全や安心を提供するためのしくみ。

た行

男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、共に責任を担うこと。

地域子育て支援センター

地域全体で、子育てを支援する基盤形成を図るため、育児不安に対する相談、子育てサークルへの支援、地域の保育資源の情報提供を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

地域資源

地域の諸問題を解決するために活用できる人的・物的資源のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のため、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の支援・サービスを一体的に提供する体制。

地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、「介護予防に関するマネジメント」「権利擁護」「総合的な相談・支援」「ケアマネジャーへの支援」などを行う。

適応障がい

ストレス因子により、日常生活や社会生活、職業・学業的機能において著しい障害がおき、一般的な社会生活ができなくなるストレス障害。軽度のうつ病と区別がつきにくく、放置しているとうつ病になり、悪化する場合がある。

な行

ニーズ

必要なこと。満たされなければいけないもの。

ニート

15～34歳の非労働力人口の中から、学生と専業主婦を除き、求職活動に至っていない者（いわゆる「家事手伝い」については、現在の厚生労働省の定義ではニートに含めないこととしている）。

は行

パブリックコメント

行政機関が政策の立案を行なう際、政策や計画の案を公表して広く住民などに意見を求め、その意見を考慮した意思決定を行うこと。横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画策定に際して、市ホームページ及び社会福祉課、各地域局において計画案を公表して意見を募集した。

バリアフリー

高齢者や障がい者などが利用しやすいように、障壁（バリア）を除去すること。道路の段差など物理的な障壁の除去に加えて、社会的、心理的な障壁を取り除く心のバリアフリーも含まれる。

ひきこもり

「引きこもり」の意味は時代と共に変化しているが、現在の厚生労働省の定義では「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」をいう（時々買い物などで外出することもあるという場合も「ひきこもり」に含めるとしている）。

避難行動要支援者

災害時要援護者。災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する人。

福祉協力員

横手市社会福祉協議会が委嘱する民間の協力者。地域における見守りや声かけなどを行い、地域福祉の推進役として要援護者の地域生活を支援する。

ボランティア・ボランティア団体

個人の意思により社会福祉に関する無償の奉仕活動に参加する人。若しくは社会福祉に関する特定の目的を達成するために組織化された団体。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣が委嘱する民間の奉仕者。社会福祉の精神を持って経済的困窮者やさまざまな問題を抱えている人たちに対する相談・支援活動を行う。児童福祉法によりすべての民生委員は児童委員を兼務する。児童委員の中でも児童福祉を専門に担当する主任児童委員がいる。

や行

要援護者

「支援される」だけではなく、利用できるサービスを活用しながら、自分のできる範囲で、ほかの要支援者の見守りを行ったり、団体に所属して活動を行うなど、地域福祉の「担い手」としての社会参画が期待される。

第2次
横 手 市 地 域 福 祉 計 画
横 手 市 地 域 福 祉 活 動 計 画

平成27年3月

編集・発行

横手市健康福祉部 社会福祉課（福祉事務所）
〒013-8601 横手市中央町8番2号
電 話 : 0182-35-2132
ファックス : 0182-32-9709
ホームページ : <http://www.city.yokote.lg.jp/>

社会福祉法人 横手市社会福祉協議会
〒013-0072 横手市卸町5番10号
電 話 : 0182-36-5377
ファックス : 0182-36-5388
ホームページ : <http://www.yokote-shakyo.jp/>